

平成 28 年 第 3 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 87 号

平成 28 年第 3 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 8 月 25 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 28 年 9 月 5 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 28 年第 3 回まんのう町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 28 年 9 月 6 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 合 田 正 夫	4 番 三 好 郁 雄
5 番 白 川 正 樹	6 番 関 洋 三
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 大
11 番 松 下 一 美	12 番 三 好 勝 利
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 田 岡 秀 俊	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

12 番 三 好 勝 利	13 番 大 西 豊
--------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 多 田 浩 章

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	生涯学習課長	松 下 信 重
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○田岡秀俊議長 おはようございます。

白川年男議員より、おくれるとの連絡がありました。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において、12番、三好勝利君、13番、大西豊君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

1番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 皆さん、おはようございます。秋は山から、仲南や琴南の水田は見事に刈り取られております。一部ちょっと刈り残したところが、倒伏しているところもありますけれども、確実に秋はやってきたのだと思います。私が見た範囲では、8月17日にもう刈りよりましたね。東京オリンピックの開会の日が、私のうちの稲刈りをする日だったです。10月に入ってからやったんですけど、8月中旬に刈る時代となりました。しかし、まんのうの水田はまだ色づく前のところもあります。稲刈りも多種多様、いろんなお米があるんだろうと思います。

さて、私は3本の質問を用意してます。これは、日ごろ、職員たちに話しかけ、課長さん方に持ちかけていることばかりだと思います。入念に庁舎内で協議された実務的なお答えを御期待申し上げたいと思います。

まず一点目、政府は28兆円の経済対策を打ち出す報道が続いている。本町はこのようなか身をどの程度掌握しているのだろうか。施策として国や県から説明があったのか、い

まだないのか、各所管課に個別に届いているかもしれません。それがあろうがなかろうが、経済対策への観点は、日ごろ、持ち続けるべきことと思います。町長は本町経済をどのようなものにしたいのか、本町経済の構造を掌握して現状を数値で掌握するのが前提となる。その方向性と目指す水準を問う。

町長の経済感が本町の経済対策の基礎でありましょう。直近の国勢調査の就業人口、経済センサス、そしてとりわけ重要なのが民間設備投資であり、固定資産税の償却資産の評価額と住宅着工とその件数、評価額をデータとしてこの答弁を求める。

なお、町長が政府の経済対策の施策導入を見送るのであれば、その判断の根拠となる理由の御説明をいただきたい。町長の御答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の御質問にお答えいたします。

竹林議員の一番目の質問は、政府の２８兆円の経済対策への本町の対応についてでございます。

最初に、政府は平成２８年８月２４日に平成２８年度補正予算（第２号）の概算について閣議決定し、国会に提出する予定であります。今回の補正予算においては、歳出面で、８月２日閣議決定された未来への投資を実現する経済対策に沿って、一億総活躍社会の実現の加速、１１９億円、２１世紀型のインフラ整備１兆４、０５６億円、イギリスのＥＵ離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業、小規模事業者及び地方の支援４、３０７億円、熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化１兆４、３８９億円、東日本大震災復興特別会計への繰り入れとして１、２７２億円等を追加計上するほか、既定経費の減額４、１７５億円、熊本地震復旧等予備費の減額４、１００億円の修正減少額を計上しております。補正予算歳出全体としては４兆１、１４３億円することとなっております。

これらの経済対策に係る情報につきましては、随時、国から県、県から本町へと流れてきますが、県の自治振興課などの説明会については現在開催されておらず、メールなどで最新の施策などの情報が送られてきているところであります。

また、各所管課へ個別に届く場合もあるため、全庁的にこの新たな経済対策への情報を注視しながら、当町で取り組むべき施策を吟味し、未来への投資という経済対策の趣旨に重点を置きつつ、交付金や補助金等を有効的に活用する準備を万全にしていきたいと考えております。

次に、当町の経済対策の施策についての御質問でした。

本町は、合併以降、２００８年３月策定のまんのう町総合計画、２０１３年３月策定のまんのう町総合計画後期基本計画、２０１５年７月策定人口ビジョン、２０１５年１０月策定のまち・ひと・しごと総合戦略等により町勢データの推移分析を通じ、課題と方向性を示し、鋭意取り組んでおります。

基礎データといたしては国勢調査や経済センサス、各種調査の結果をベースにいたして

おります。

人口は、２００５年、１万９，８９６人が、２０１０年、１万９，０８７人、２０１４年、１万８，４６３人、労働力人口は、２００５年、１万１，３７２人、２０１０年、９，７９３人、就業人口は２００５年、１万１２２人、２０１０年、９，２２３人と推移している状況でございます。

まんのう町の人口は年間１５０人前後の自然減が続いており、一方、社会増減は、社会増の年もあるものの、トータル的には人口減少となっております。そのためにも、定住促進として若者住宅取得補助や地域木材利用促進補助事業、子育て支援、教育関連事業の充実などの施策を展開しております。

そして、就業者人口、総人口ともに減少しておりますことから、雇用促進のため、企業誘致や、特に町内産業の活性化は不可欠でございます。

本年４月の香川県の有効求人倍率は１．６１倍（全国６位）と、前月より０．１２ポイント上昇いたしております。平成２３年８月以降、５７カ月連続で１倍台を維持しております。

新規求人は増加した産業は、建設業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業等で増加し、製造業、サービス業、公務等で減少となっているものの、全体で０．５％増と９カ月連続で増加し、有効求人は１１．４％増と８カ月連続で増加しております。

雇用の施策といたしましては、定住自立圏構想による就職面接会の開催やハローワークの出張相談などに取り組んでおります。

そして、本町の就業構造は製造業に１，６００人、農林業１，３００人、卸売・小売業１，２００人、医療・福祉１，２００人、建設業９００人が従事いたしております。

特に、当町は農家世帯比率が県下で一番で、農業従事者は６０歳以上の方が３，０００人を超えており、４４．４％と半数近くを占め、従事者の高齢化、価格の低迷、有害鳥獣被害の拡大などの問題があり、後継者、新規就農者の育成と農産物のブランド化や加工、直売、６次産業化などを図り、農業の活性化が課題でございます。

そのためにも国の経済対策の施策を注視しながら、総合戦略に基づき鋭意推進してまいります。

次に、固定資産税などからの経済分析についてでございます。

合併して１０年、本町の住宅新增築軒数は１００軒前後で推移してまいりました。しかし、平成２４年建築をピークに下がり始め、２７年中の軒数は５６軒と、ほぼ半数になりました。これは消費税８％による反動と思われております。

２７年度評価のうち若者住宅取得補助事業での評価軒数は２３軒で、全体の４１％を占めており、２８年度以降の若者住宅取得補助事業でどのくらいの伸びがあるか、建築軒数に注目していく必要がございます。

なお、若者住宅取得補助事業の件数と評価軒数の相違につきましては、評価については暦年、補助については年度と、その把握の月が違うことによります。

非住宅の建築数については、平成18年をピークに下がり始めていますが、課税標準額で見ますと大きく乱高下しております。これは、町内に大きな企業が少なく、一つ大きな設備投資があると、一気にね上がるというのが現状でございます。

土地につきましては、宅地面積の緩やかな増加が見られましたが、住宅の新規着工件数の伸びの鈍化に伴い、宅地面積については微増にとどまるものと思われます。

償却資産につきましては、課税標準額が少しずつではありますが伸びてきております。平成27年には太陽光発電の調査・通知をしたことで、太陽光発電の課税標準額が18億円余となりました。これは、償却資産全体の11.1%を占めるに至っております。しかしながら、今後の見通しといたしましては、売電価格の下落等により太陽光発電設備の設置は減少が予想されます。

大きな企業が少ない我が町におきましては、景気の動向に大きく左右されることは否めません。今後とも、グローバルな景気の動向を注視していく必要があろうと思います。

まんのう町の固定資産税関係の経年数値から当町の経済状況を把握するには、標本が余りにも少数であるため、偏りが大きく、まんのう町の経済対策の方向性を見出す際の判断材料の一つとして利用するには余りにも脆弱でありますので、全国的な指標、香川県の指標を活用しつつ、本町の経済状況を把握すべきことと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町における設備投資、私が20年前に税務をやったときは、携帯電話のアンテナの投資ばかりだったです。それとパソコンのリースばかりだったです。企業の投資はそっちに向かった。

私が、最近、見ている感じでは、ベルモニー会館建設ラッシュと太陽光パネルだと思ってました。

今、町長さんのお話で、ベルモニー会館の設備投資の中身はちょっと出てきませんでしたけれども、太陽光パネルが償却資産の11%を占めるようになった。巨額の投資であります。設備投資が大きく行われると、これは固定資産の安定収入です。

ちょっと国内総生産（GDP）の内訳というのはどういうことになるかというと、個人消費が大体60から70%ぐらいで、個人消費が伸びんとどうしようもない。スーパーや百貨店が伸びない。もうどうしようもない。かつてはこの個人消費が少なかったんですけど、豊かな国民生活になって、要は個人消費次第ということになってる。政府の公的支出、本町における国と県と広域や町の合計した支出、これが大体15%から20%で割合が小さいもんですから、なかなか政府のアベノミクスの政策も聞いてこないということがあります。そして、民間設備投資がまた15%から20%あって、これを伸ばせたらいいんです。投資を誘発する税制や土地利用の対策が打てたらいいんだろうと思います。

町長さんの説明は、数値を読めないから、私、一生懸命メモしよったんやけど、とても間に合わん。やっぱり書いたものを出してくれたら、みんなが一堂に理解できるんです。

財政や経済や社会保障の仕組みだって、数字の話をせんと、努力します、伸ばしますいうたって、それはもういかんです。やっぱりこの会議のやり方を、お互いが表現力を持って伝わるように、共通理解できるような手法改革が、これから議会改革として要ると思います。写真を持ち込む、スライドを使う、パワーポイントを使う、グラフをみんなが出すとか、例えば水道課長の町政報告はお見事です。グラフ化して経年を追う。私が期待することをぴたっと一発でやってくれた。しかし反応の鈍い課長さん方、何遍言ったって、いかん人もおります。わかり合ったら、無駄な論議せんでいいんです。

私は何を求めるかという、税制は独自を使えます。過疎法は減税したら減税した分の補填を地方交付税で見てくれる仕組みを持っています。これはどこも使っていない。土地利用の誘導で、民間設備投資を誘発できないかということでもあります。

緊縮財政傾向が二十何年続いて、皆さん、節約したらいいとしか思っていない。財政は町民経済に奉仕する基礎であって、我が町は国家経済よりも圧倒的に公的支出に頼る経済が分厚いはず。政府の財政措置は過疎団体や弱小の中小のところに極めて手厚い。我が町は基金をまた10億円、ことし、積み上げとる。実質単年度収支は赤字になってるけど、それは基金を積み上げたからです。極めて健全しごく、ため込んでお金が死んどる。お金が循環しないとデフレです。町民所得は伸びない。経済振興を図る視点での財政運用、土地利用計画、税制運用の研究をせねばならん。一発でこうやりますとはいきません。

要は、町民総生産というのは、これは三つの合計ですから、町の支出を伸ばせば、町民総生産は伸びるわけです。単純な話です。ただし無駄遣いはいかんです。有効な使い方を町役場を挙げて、議員を挙げてどうやって使うかでしょう。

数字の話から申しますと、実質公債費比率が、今、8.4ぐらいですか。旧仲南では18、19までいって、20を超えんようにせんかのと幹部は申し合わせてました。当時は20を超えるとイエローカードだったんですけど、今、25を超えたらイエローカードです。35がレッドカード。我が町の8.4は極めて低い。私は実質公債費比率、持っているというので、一般財源のうちの借金払いに金を充てる率は十五、六%まではいけると思う。一遍に上げとは言わん。じわじわ上げてたって。

財政調整基金は42億円も持ったけど、十五、六億円もあったらいい。総務省基準だったら7億円持ったたらいいということになっている。その年の収入は、その年のための住民のもんです。

水道や学校は30年使うもんやったら、25年分割で払うのが、利用者が負担をするんで、ふさわしいわけですから、そういう投資はどんどんしたらいい。ましてや、7割の元利償還金を政府が地方交付税で補填してくれるわけですから、かつての琴南はそれを上手に調達して、やってやってやり回って、山の上まで舗装してしまいました。できたんです。合併前に基金が積み上がりよった。仲南になって、合併協定に持ち込むお金がようけあり過ぎるから、二宮飛行館や健康増進センターを慌ててつくって、持っていくお金を減らすぐらいで、政府は極めて我々のような辺境の市町村を手厚く面倒を見て。面倒を見過ぎ

とさえ言える。政府の財政が緊迫感を持った非常に危険なものであるというのは私にはわかります。しかし、今の財政制度が続く限り、それは本町は揺るぎのない予算執行ができるんだろうと思います。

とりあえず、これ以上、基金を積み上げるのやめませんか。その年の歳出を執行してしまふ均衡財政でいいじゃないですか。基金を取り崩して使っておいて、予算執行残が出るから、それで補填すればチャラになります。住民のためにお金を使う役場でありたいということであります。

細かいことは実務者とよくよく話せねばなりませんけども、我々は過疎法を使える。過疎法の施策内容を十分研究しませんか。借りたお金が120億円あるといっても、大抵は7割の元利償還金つきですから、それは7割り引いた分がうちの借りた金です。表面だけの借りたお金で財政報告されとることが私は納得できない。実質公債費比率を計算しているんですから、元利償還金分を引いた残額は財政当局は知ってます。でも半年も前からそれを出してくれと言っているんですけど、課長、所管は計算しとるで。委員会とかで教えてくれたらええんやということであります。

政府は28兆円、補正予算で5兆円から7兆円ぐらいになるんでしょうけれども、政府が手当てした資金を調達に動かないというのは、まかれたえさを食べないと死んだライオンになるでしょう。我々は郵便貯金や年金に掛けたり、簡易生命に掛けたり、雇用保険に掛けたり、労災保険に掛けたお金は財務省が運用してて、それが財政投融资計画です。我々のお金は国庫に吸い上げられとる、税金以外に。そのお金の調達に動かんと、我が町の資金収支は恒常的なマイナスになる。

財政の大きな役目は、歳入歳出の均衡を図るだけではない。財政の資金調達機能を最大限発揮しよう。町民のためにいかに執行するお金をふやせるか。ただしブレーキとアクセルです。

総務省は財政健全化の五つの指標を設けている。それによりますと、実質公債費比率は、先ほど申し上げたとおり、将来負担率はゼロ。あらゆる指標は健全なことを物語って、算出できないものが三つある。財政健全化比率、我々は車を運転するときに、スピードメーターを見てブレーキとアクセルを踏む。町長の今回の町政報告は、この財政健全化比率を説明していただいた非常に内容のあるものでした。職員全員が、議会全員がこの指標に基づいて判断すれば、誤らない。急ブレーキを踏んだり、急アクセル踏んだりする必要はない。じわじわ、恐る恐る。

農水省の農政振興局のあの多彩な政策メニューを見てください。総務省が持っている経済産業省の政策メニュー、私、配りましたよね、皆さんに。あんなにたくさんおいしいメニューがある。職員を減らすとコンセンサスが潰れる、執行できない。住民サービスを行うのは職員であって、職員の調査研究と合意形成に動く行動が、それが施策執行をなすのであります。緊縮財政からの脱皮と、職員を減らすこと、これは決して許されることではない。現下の状態ではそう思います。

政府が制度改革をしたり、財政支出を変える対応に出れば、それに敏速に反応したらいい。政府の経済対策の中身が明らかになってから検討しますという答え方がかつては多かった。今回はそう発言されませんでしたけど、政府の施策を見てから、それは遅いわと。我々はあれをやりたい、これをやりたい、これをせないかと研究しておいて、政府の施策が出たら、待ってましたとばかりといかないかん。

町長、財政支出を伸ばすことの意味について、町長の考えを問います。手短でいい。

○田岡秀俊議長 答弁、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

竹林議員御指摘のとおり、まんのう町合併当初は財政調整基金 11 億円程度でございましたが、現在は 40 億円を超える基金がたまっておるところでございます。しかしながら、これも合併をして、合併特例債とか優遇税制がかなりあって、現在、10 年間で私自身もいろいろな社会資本整備ができてきたと、このように思っております。

また、政府もいろいろな経済対策の中で、きめ細やかな臨時交付金とかいろいろな交付金も出てまいりました。それもいつも途中で補正的に出てくるものでありまして、我々が既に計画しておったものがその資金に変わってくるということでございまして、それを有効に使った関係で財政調整基金が毎年毎年たまってきたというふうに考えております。

しかしながら、ことが合併 10 周年でございます。5 年間の猶予期間がございましたが、この 5 年間で激変緩和で、5 年後には人口 2 万人弱程度の規模の財政予算になるのではないかなというふうに考えております。まんのう町でありましたら、70 億円から 80 億円の一般財源の規模にしていかなければならないというふうに考えております。

今後、まんのう町におきましてどういうことが起こるやもしれません。ある程度、財政調整基金は手持ちに持って、ある程度、余裕を持って予算執行していきたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 一遍に 90 度角度を変えとか、そういう運転はよろしくないです。じわっといきませんか。

政府も 5 年間の移行期間とか、10 年後どうするとちゃんと予告してやることになってますから、私たちが積極的にアクセルを踏み込むときは、3 年の時限とか 5 年の時限で効果がなかったら、途中でやめたらいい、うまいこといったら続けたらいいという。予算を積み増すときに、町民に対する、議会に対する説明です。これは、今はできるからするけど、緊縮財政になったら削らないかん予算ですよと予告しておいたらいいんです。

それから、法令がやらないかんとしとる国民健康保険や義務教育や、こんなのはどないしたってせないかんのですけど、でも町長の政策裁量の部分は財政に盛って、上から石が落ちてきたら、よけて運転したらいいということだろうと思います。

基金残高は 76 億 3,800 万円で、目的基金の利子すら使えていない。地域福祉基金、何ちゃってないから、私、使う着手はしたけれども、使い切るところまでいかなんだ。

子ども夢未来だって、もっと使い方工夫できますね。それから元金積み立てておいて、元金を5年間で使ってしまう、10年で使ってしまうというやり方もあるし、利子だけ使うやり方もありますよね。それは基金ごとにちゃんと明らかにして使えばいいですね。

町道の維持管理費をふやしていただく対応に出ていただいたのは非常に心強く、町長さん、これは住民、確実にようやってくれたと喜ぶ。切実な目の前のことやから、住民は非常に現実的ですから、それはぱぱっとやってしまったらいいじゃないですか。言いわけして、言い逃れして、それには池田課長のところの頭数がおらなんたら、地元調整手間どりますから、十何人囑託や非常勤や何や使って、仕事すべきときにはぱぱっとやったらいんだと思います。

そして申し上げておきたいのは、職員みんな、議会みんなが財政指標、財政健全化指標を見て話しようというふうにするべきでしょう。レッドカードは遠く星空のかなたで、イエローカードだって、なかなか、我々、届きはしません。そうした状態を数値を見て判断する、そういう財政運営を。

政府の安倍総理が幾ら予算つくったって、市町村が緊縮やから、政府の経済対策は功を奏さない。それを日本中の市町村が考えないかんでしょう。危ないところはやったらいかんということで、今後、事務方の入念な調査と研究を求めたい。事務方に調査研究をさせるのかどうか、町長のお考えを問います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再々質問にお答えいたします。

事務方に関しましては、常にアンテナを高くして、政府の動向等を見きわめながら調査研究に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 続いて、2番目です。本町独自の営農の担い手対策を求める。

本町の担い手対策三本柱の現状と課題をお尋ねする。

認定農業者、法人営農、集落営農、この三本柱です、農業の主体は。この三つの営農類型をいかに連動し、相互補完しているのか、町長の答弁を求めます。

さらには、新規就農者の動向をどのように掌握して展望しているのか、これも町長の見解をお伺いする。

本町の営農類型の主流は三世代同居世帯の兼業農家であったと私は理解している。これが大きく社会構造が変わった。これに対して本当はどのような対応をとるのか、町長の対応策を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の本町独自の担い手対策についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、認定農業者、法人営農、集落営農はどのような課題があるのかについてでございます。

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を市町村の認定を受けた農業経営者及び農業生産法人のことで、この認定を受けると、金融措置や税制措置のほか、各種の補助やその他の支援を受けることができます。

町内の認定農業者は平成23年度には63名でしたが、現在は74で増加傾向にあります。しかし、制度創設後20年以上経過し、全体として高齢化が進行しており、後継者問題もあるようです。また、希望する農地の貸借が困難になってきているなど問題もあるようです。

次に、集落営農についてでございますが、これは集落等の一定のエリアで生産工程の全部または一部を共同で取り組む組織をいいます。なお、集落営農組織も多種の国庫補助金、交付金やその他の支援を受けることができます。

町内の集落営農組織は、現在把握している集落営農組織は11で、そのうち8組織は集落内で合意がなされ、法人となっております。強力なリーダーのもと、関係者が協力できている地域で、また、土地利用型農業を行っているところで法人化される傾向が強いようです。

しかし、法人化に至っていないところもあり、組織化する時点で集落内合意に至らないこともあるようです。

次に、農業法人については、法人である認定農業者、集落営農法人、その他の株式会社等の法人がでございます。法人化のメリットとして経営管理能力の向上、対外的信用の向上、農業従事者の福利厚生面の充実のほか、税制や融資面での優遇が上げられます。そして、法人である認定農業者や集落営農法人は、担い手として国の補助や支援を受けながら法人としての恩恵も受けられることになるものであります。また、法人化のデメリットとしては、会社組織であるために、事務量の増加や管理コストの上昇が上げられます。

2番目に、これら三つの営農類型はいかに連動し、相互補完しているかについてでございますが、集落営農組織がある地域においては、認定農業者、その他の法人、そして地域外の担い手でない農家による耕作地以外の農地を集落営農が耕作するという状況であり、集落営農は補完的役割を果たすものと言えます。このことから、国や地方自治体は集落営農を推進しているわけでございます。

また、香川県農地機構を介して農地の担い手への集約化を進めているところですが、この中で耕作地の集団化のため交換して借地することも可能であり、これに対する補助制度もあります。町ではこれらを有効に活用しながら、集落営農とその法人化を推進していきたいと考えております。

3番目に新規就農者についてでございますが、国は平成24年度から青年等就農計画制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、市町村が青年等就農計画を認定し、この認定を受けた者に対して早期の経営安定に向けた就農支援制度を集中的に実施する制度を開始いたしました。その対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、原則18歳以上、45歳未満の青年、45歳以上、65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者、以

上の者が役員の過半数を占める法人のどれかに当てはまる人となっており、現在、まんのう町では7人の認定新規就農者がございます。

そして、このうち3名の方が青年就農給付金を受給しておりますが、この給付金制度は新規就農者を大幅にふやして地域農業の担い手として育成するためのもので、就農直後の経営の不安定な時期を乗り切るための制度でございます。今のところ、ともに増加傾向にあり、今後、新たな就農者を期待するところでございます。

ここまで担い手について御説明しましたが、全般的には経営者や雇用者の高齢化、人材不足、後継者不足が問題であり、これらを解決し、経営を存続していくために、多角経営や複合化等の所得向上に向けた取り組みを実行することが課題でございます。そして、担い手に取り組みを促して、次代を担う人材を確保・育成することが町の課題であると考えております。

そして4番目に、本町の営農類型の主流は三世代同居世帯の兼業であったが、大きく変転しており、これの対応策を求めるについてでございますが、竹林議員がおっしゃられるように、平成の時代に入り、三世代同居は非常に少なくなってきており、農地は貸して耕作してもらっている土地持ち非農家がふえてきています。小規模な兼業農家では進行するライフスタイルや意識の変化、農機具の購入費や維持管理経費が農業経営を困難にし、農業の廃止に向かわせています。

現在の国の政策は、担い手専業農家や農業法人による農業の振興と強化であり、この推移は自然な方向であると思います。

ただ問題なのは、経営困難や後継者不足等が原因で農業を廃止したとき、残った農地に借り手がなければ遊休地となることでございます。町はこの対策として、農地機構を通じて担い手への貸借を推奨しており、地域で農地を守る集落営農を推進しております。

今後これらの方の取り組みのほか、各種町単独農業振興補助金等により支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 稲刈りしたところを見よると、耕作放棄地がようわかるんです。結構と刈ってあるところと。もう本当に危険な状態です。丸亀平野はどこもここも放棄地だらけや。仲南のうちのほうも、農業高校を出た中心的人物がちょっと限界にかかってて、町会議員の中には熱心な篤農がいっぱいいて、懸命に頑張っています。でもこの年齢です。しかし、農業をやる人の頭数をふやさないかん。新規青年農業者や新規就農や認定農業者やと、そんなに立派なことを言いよる場合かというわけです。とにかくにも頭数をふやすのは、私のちょっと先輩や同年輩の役場をやめた人、みんな熱心にやりよる、農業を。これがようやく買ったコンバインがめげたり、トラクターがめげたときに買いかえる援助をしてやったら、15年ぐらい、七十七、八歳までやってくれると思う。定年退職した人、うちの議員さんも酒屋で農業の工場へ行きよって、今、農地を集めて一生懸命やりよる人がおる。こういう人、歳が足らんから、何やいうて援助してあげて、とにかく頭数をふや

さないかんです。

政府の目指しているのは専業農家型であり、一定の経営規模要件を持ったりした難しいことを掲げてます。それは正しい、目指す方向としては。でも香川県の三世代同居の他就業の兼業農家スタイルで、高度な農業を香川県はやってきています。その現実を忘れたらいかん。一生懸命やって、40万円か60万円か70万円ぐらいアスパラガスの名人でやりよるとか、ブロッコリー達人でやりよるとか、農業大学の短期就農コースを受けてきとるとか、そういう技量のあるところ、意欲のあるところの要件を一つ見つけたら、この三本柱の要件以外の本町が支援する類型をもうけたらいいと思います。お金、調達できまっせ。過疎法のソフト分で5億円でも7億円でも10億円でも調達してきたら、7割元利償還金見てくれるわ。政府のお金をどれだけようけ調達するかが我々の財政運用の腕です。

それで、今の助成対象になっとるそれと矛盾しないようにすき間を埋める、横出し施策です。それから今の施策の足りんところを上乗せ、横出し、上乗せ、これはちょっと制度研究が要るから、普及センターとかに相談を持ちかけるべきでしょう。特定目的の基金でやったらいい。

今の仕組みを私は否定はしない。かっちりし過ぎとって立派過ぎる。今の政府施策、そして県の方針、県の運用方針、それを補充し、穴埋めし、横出し、上乗せする施策の検討の可能性を町長の答弁を求めます。研究していただけるのかどうか。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

十分調査研究をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 即実行を求める同僚議員たちの声も聞こえてまいります。農村振興局長はロクハチ農業というのを官邸農政局長時代に書いてます。60歳から80歳まで農業をできるという話です。関東平野の園芸農業、これはすばらしいものです。香川県だって負けてない。多品種少量生産で産直市王国をつくり上げていく。産直市の出荷量が半分以上を超えておるところは上乗せしてやったらいい。道の駅よりか、稼ぎよるんじゃ。遊歩道をつくるよりは、実質経済効果ありまっせ。

三世代同居が無理なら、三世代近住、同じ自治会に住んだら上乗せしてやるぞ。そばでおったら、介護も育児も、幼稚園、保育所の送り迎えもできるぞ。三世代近住もあわせてお願い申し上げておきたい。

それから、我々の農業への理解であります。先ほどの町長の答弁によりますと、本町は製造業就業者が1,600人、農業就業者が1,300人、我が町は製造業で食べていきよる人が一番多いんです。卸売・小売りが1,200人とおっしゃいましたね。ちょっと、これ、私、メモをとり損ねてわからん。今、町長が二つの答弁で答えてくれた数字の表を、担当課長さん、また、あと委員会で見せてくれたら。私一人、わかったっていかん。議員みんな、課長さんみんなが同じようにわかったら、物事は動きます。

我々も町の経済構造を就業構造、経済センサスや国勢調査によりみんなが同じ理解に達する、そういう努力を職員たちに求めるのかどうか、町長、答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 職員たちも十分理解をさせていきたいと思います。よろしくお願いします。

○竹林昌秀議員 上手に説明してほしいんです。メモが間に合わんのや。

○田岡秀俊議長 再質問ですか。

○竹林昌秀議員 続いて3番目に参ります。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 3問目はふるさと納税であります。

ふるさと納税が市町村間で成果に大きな差が生まれております。どうしてこうなったのか。県下市町との比較した説明を求めます。

また、企業版のふるさと納税の仕組みは、どのように政府や県は説明をしてくれているのか、その運用課題は何か、どのような手法で手がけようとしているのか、町長の現状と課題の説明を求め、何よりも積極的に推進する決意の表明を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の3番目の質問は、ふるさと納税関係についてでございます。

まず1番目の、どうして市町間の差異が生じたのか、本町の対応経過の説明をとの御質問にお答えいたします。

ふるさと納税には三つの大きな意義があります。

第一に、納税者が寄附先を選定する制度であり、選定するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会になります。

第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

第三に、自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつながります。

このふるさと納税制度は、地方の自治体にとって安定的ではないにしろ、減少傾向にある税収を補填してくれる貴重な財源となり得るものと考えております。地元出身者だけでなく、できるだけ多くの本町を応援していただける方を獲得し、寄附金という名の納税を継続的に期待したいところであります。

そして、単なる財源として捉えるのではなく、他地域に住んでいる住民としてさまざまな接点を持ち、関係を深めていく取り組みが欠かせないものと思います。

また、寄附行為だけでなく、継続的な情報を提供することで来訪を促し、地域や特産品についてさらに理解や好意を高めていくことで、それが継続的な特産品購入や定期的な来訪へとつながり、その先の移住やＵターンなどにつながると考えております。

さきの６月定例において、白川年男議員の御質問でもお答えいたしましたように、昨年までは寄附を促すための取り組みを推奨する一方で、寄附者に対して特産品などの贈与を約束する意味合いが強まってきたことから、本来の納税制度の趣旨から逸脱し、制度を濫用するおそれへの懸念から、積極的な取り組みを控えていた自治体が多く存在していたのも事実でございます。そして、あたかも結婚式の引き出物のカタログのようになって、寄附というより購入や投機として過熱しており、目的を持ってどこの市町に寄附するというより、何を購入するかが優先し、寄附先は商品次第というのが、残念ながらほぼ現実でございます。

しかし、そういいながらも、片や全国的な地域物産展の盛り上がりと近隣自治体間における住民サービスの充実競争により、基礎自治体としての生き残りがかかっていることも間違いないため、新たに創設した地方創生推進室に本年度中に成果が上がるような対応をとるよう指示をしているところでございます。

９月現在の進捗状況でございますが、インターネットを活用したふるさと納税ポータルサイト構築に向けて、日本郵便株式会社と楽天の２社と協議を鋭意進めているところであり、予定では今月中にふるさと納税返礼品リストに掲載希望の町内事業者を決定し、１０月下旬までにはネット開設を行い、全国にまんこの町の情報発信とともに、特産品の拡大と商品開発推進による町内活性化を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、１番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 わたしが社会福祉協議会の事務局長に出たときです。琴南出身で、半年に１回、２万円定期的に寄附してくださる方がいて、職員たちと大事に使おうぜと。一度、お目にかかったことがあります。バイクでお越しになって、そんなに裕福な生活をしている方ではないと思ったけれども、ふるさと琴南のために、社会福祉協議会へ、半年に一回、２万円寄附してくれる。こうした私たちの町へのサポーターというのを育成するのがこれではないかと思います。

県内のとある市では、一億数千万円上がったと聞く。我が町は数十万円だったり、１００万円にもう乗っ取るんでしょうけども、どうして立ちおくれたのか、これは真剣な反省が要るだろうと思います。サッカーだって先制点をとられたらどれだけ焦るか。１００メートルだって出おくれたらしまいじゃ。バレーボールやって、バスケットやって、先制主導です。町長が熱心に督励したのか、担当課長が調査研究したのか、担当職員を明確にしなかったのか、本町の立ちおくれには現実的な理由があるはずです。それをこの議場でとやかくは申しませんが、内部で真剣な話し合いをしていただきたい。やれば確実に伸びる施策であって、努力したかしないかで、町長が、今、今月中にという手だてはまことに有

効だと思えますし、なぜ立ちおくれたのか、それは真剣な反省が要るだろうと思います。そんなことをとかく申して、責任追及しても仕方ありません。要は挽回したらいいんです。２点とられたら、４点とったらええんじや。

寄附した人が腑に落ちる対応をすることが大事です。うちの町がマスコミから報道されて、いい町だな、私はいい町と縁を結んでおるんだという実感が届くことが大事でしょう。だから発信力がないといかんでしょう。

確かに品物も贈答品の取り合いになったり、行き過ぎはありますけれども、仕組みには弊害はつきもので、それだって悪いとは言えない。町が買い上げてやって、地元産品の販売量を伸ばしてとなれば、プラスマイナスゼロだって悪くはないです。町内産品の育成になる。しかし、寄附である前提は守らないかん。

１人の人を成人させるのに３千万円から６千万円かかる。その人が東京に行ってしまうて、東京の納税者になっている。これが深刻な地方経済の構造問題であります。３千万円から６千万円かけた人材育成の投資をいかに回復するか、その一つの手だてがふるさと納税であります。東京都を骨抜きにできるかもしれない。東京都はうなるほど金が余って、東京オリンピックでもやらなしようがないという一面があったはずで、金が余ってしようがないから都民銀行をつくったりした。我々にそんな余裕はないけれども、都会に出ていった納税者たちといかにコンタクトをとるのか、ネットワークを取り結ぶのか、町の発信力と創意工夫と我が町の魅力が必要です。

町長、企業版のふるさと納税は出おくれなくスタートダッシュするのかどうか、町長の決意を聞きたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、企業版のふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税は、企業が自治体に寄附をすると税負担が軽減される制度のことです。正式な名称は地方創生応援税制といい、自治体の実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業といいます。企業が寄附すると、寄附額の約３割が税額控除される仕組みです。地方創生、人口減少克服といった国家的課題に対応するため、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して、企業が寄附を行うことにより地域創生を活性化する狙いがあり、平成２８年度に開始されました。

これまでも、企業の自治体への寄附は損金算入という形で寄附額の約３割に相当する額の税負担が軽減されていましたが、企業版ふるさと納税の登場によって、新たに寄附額の３割が控除され、あわせて税負担の軽減効果が２倍の約６割となったのがポイントでございます。

例えば企業が１，０００万円の寄附をすると、実質負担額は約４００万円です。自社の本社が所在する自治体への寄附や、財政力の高い自治体への寄附が本制度の対象外になるなど条件もありますが、寄附額の下限が１０万円からとなっており、企

業側から見て利用しやすい制度となっております。これにより、企業は積極的に社会貢献活動に取り組むことができるようになりました。自治体が企業からの寄附を募るためには、地域再生計画を策定して国の認定を受ける必要がございます。

企業版ふるさと納税は、個人で寄附した場合のように返戻品の価値を含めたら実質得をするというものではありません。今までよりはメリットとして負担が約半分に減るとはいえ、企業のキャッシュは確実にマイナスになります。名称は似ていても、個人で行うふるさと納税とは全く異なる制度であることを認識する必要がありますが、本来の趣旨である寄附はそもそも見返りを求めてするものではないため、支店がある地域を応援したい、また、自社の企業理念にかなう事業でまんのう町を応援したいなど、社会貢献を通じて自社の魅力をアピールするという活用の仕方を考えていただける企業が手を挙げていただけることを期待しているところであり、執行部といたしましても、本町にゆかりがある企業に対して、みずからの地方創生の取り組みを企業にアピールすることで自治体間競争を促進できればと考えているところであります。

なお、香川県下の状況ですが、現在のところ、該当企業はあらわれていない状況であることをお知らせいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 制度研究を上手にやらないかんです。それからアピールの仕方、どういう企業へのアプローチの仕方をしますか。そこは接近です。営業努力であって、それからもう一つ、神社やお寺を建てかえるときに寄附は、大体予定額を超えてようけ集まり過ぎる。どうしてか。ようけした人は、大きな石に字を刻んであげる。少ない人はこんまい字になる。企業の社会貢献、文化的なこととか、そういうメセナというのはやってきましたけど、今度は市町村へ応援してくれるわけですね。金持ちが乏しいところを支援する仕組みであって、これを駆使しない方法はないです。企業も何らかの企業の社会貢献をアピールしたいし、それを報道されることを望んでいるはずです。品よく上品に、しかし企業の求めに応える手法の開拓、こんなのはマーケティングの手法ですから、博報堂や電通みたいな広告業者やそういうようなところの知恵をかりるのも方法かもしれません。役人の頭で思いつくかなという気もいたします。

そうした努力をしていただけるのか、町長、もう一度、決意をお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

まんのう町の財政を潤す有効な手段でございますので、十分検討して前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 資金調達であります。地域間競争であります。市町村の競争力が問われる。よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 以上で、1番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

11番、松下一美君、1番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、3点ほどにつきまして一般質問をさせていただきます。

まず、一点目のふるさと納税、そしてまた、子ども未来夢基金の運用状況についてお伺いいたします。

最近、かりんの丘公園のグラウンドの駐車場におきまして、会議室、そしてまた、更衣室等に多目的に利用できるプレハブが設置されましたが、ふるさと納税における寺嶋裕二さんを初め、多くの方々の善意によるものと思われまゝす。壁面にはダイヤのエースのイラストが描かれておりました。今後、少年野球を初め、多くの方々に利用され、喜ばれるものと思われまゝす。

27年度末の時点において、ふるさと応援寄附金約720万円余、そしてまた、子ども未来夢基金は基金10億円と利息部分であります2,641万円余であり、会計室の運用によるところと敬意を表したいと思ひまゝす。

今後、マイナス金利の状況下では運用は厳しくなろうかと思われまゝすが、積極的に効率よく活用されることを望みたいと思ひまゝすが、町長の御所見をお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下一美議員の御質問にお答えいたします。

松下議員の一番目の御質問は、ふるさと納税、子ども未来夢基金等の運用状況を問うでございます。

議員御指摘のとおり、現在、かりんの丘公園のグラウンドの近くに更衣室に利用できるプレハブに施設を設置いたしました。これは、グラウンドを利用する少年野球の選手たちの近くに更衣できる場所をとる要望に応えるために設置されました。これにはふるさと納税の一部を財源として充当させていただきました。

まんのう町ふるさと応援寄附条例には、ふるさと応援寄附金を財源として実施する事業の区分を6項目決めておりまして、その4として、教育、スポーツの振興に関する事業があり、これにより、今回、設置の運びになりました。

また、本町出身の漫画家、ダイヤのエースで有名な寺嶋裕二さんからは、継続的にふるさと応援寄附をしていただいております、今回の財源の一部とはなっております。

また、先般、新聞、テレビで取り上げられましたが、寺嶋裕二さんからは、ダイヤのエースにちなんで満濃中学校野球部にユニホームの寄贈もいただいておりますし、合併10

周年の取り組みにも多大の御協力をいただいております。

ふるさと応援寄附金は、今回のように寄附いただいた方の希望に沿う形でまんのう町振興のために有効活用していきたいと考えております。

次に、もう一つ御質問のありましたまんのう町子ども未来夢基金は、心身ともに健全な子供たちを育成するための事業を行うために、平成27年度に10億円を基金に積み立て、平成27年度は2,732万4,939円の基金運用益がありました。まんのう町子ども未来夢基金活用事業につきましては、平成27年度は体力運動機能の向上と文化芸術に触れる機会を提供しました。

まず、体力運動機能向上事業につきましては、文部科学省が行っている体力・運動能力調査によると、子供の体力、運動能力は昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続いています。一方、身長、体重など、子供の体格については大きく向上しております。体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることは、身体能力の低下が深刻な状況であるといえます。

子供の体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などが懸念され、社会全体の活力が失われるおそれがあると言われております。

まんのう町の小学校5年生の体力・運動能力調査結果は全国平均より下回っており、体力運動機能を向上させることが重要であります。幼児期から小学校の低学年、中学年にかけては、神経系の発達を基盤として運動能力の発達が著しい時期であります。そして、その後の小学校高学年から中学校にかけ持久力の習得に適した時期が出現し、さらに青年期以降、筋力やパワーといった能力の習得に適した時期を迎えます。運動機能の発達が著しい時期である小学校1年生から3年生を対象に、さまざまな運動遊びや運動を通して基本的な動きを総合的に身につけさせるため、ミズノが開発したヘキサスロンを実施いたしました。

ヘキサスロンとは、スポーツを体験したことがない子供たちや運動が苦手な子供たちでも楽しく遊び感覚ででき、かつ、走る、跳ぶ、投げるなど、基本的な動作を自然と身につけられる運動遊びプログラムです。

プログラムは25メートル走、25メートルハードル走、立ち幅跳び、エアロケット投げ、フライングディスク、ソフトハンマー投げの6種目であります。

町内の小学校全校でヘキサスロン実施前と実施後の計測を行った結果、全校とも実施後の記録が伸びておりました。3年間、計画的に実施することで、さらに向上するものと思います。

次に、文化芸術では、小学校と中学校に瀬戸フィルハーモニー交響楽団の演奏家を3名派遣し、指導を受けたり合奏をともにすることで、音楽活動をする人の魅力を感じ取ることができたこと、また、子供たちの科学に対する興味、関心を高め、科学に親しみを持たせる目的で寺門邦次さんと渡辺和郎さんを招き、宇宙の講演会を開催し、夢を持ち、自分

の将来をひらく機会を提供いたしました。

本年度は、ヘキサスロン事業、音楽・芸術に関する事業のほかに、ミュージカルの公演を鑑賞する計画も行っております。

今後は、多くの方々からの御意見を参考に、学校、関係課と連携し、健全な子供たちを育成する事業を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、11番、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま、町長によりますと、体格は向上しておるけど、体力は低下していることが見られるということでもあります。そういう中でありますけど、私はふるさと納税、そしてまた、子ども未来夢基金を同じく扱ったのは、やはりどちらも基金を運用していくことでもありますので、有効に活用していただきたらという観点から質問しておりますが、やはりふるさと納税をされた方々の意向を酌み、有効に活用されることをお願いしたらと思っております。

そしてまた、子ども未来夢基金につきましては、当初はアスリートの養成という目的を持っておられたんじゃないかと思われまいます。今後、趣旨に沿い、子供たちの育成、そしてまた、全国大会出場などにつきましてもしっかりと活用させていただきたいと思いますが、町長の御答弁をお願いしたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

子供たちの体力向上のヘキサスロンでございますが、去年1年間やってみて、かなりの効果が出ております。すぐには大きな成果は得られませんが、3年間、粘り強く続けていきたいなど、このように思っておりますし、科学、芸術に関しましても、ことしは、先ほども申しましたように、ミュージカルの公演の鑑賞もしていただく計画をいたしております。

また、ふるさと納税に関しましては、寄附していただいた方々の趣旨を十分に理解し、有効活用を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 それでは、2点目につきまして、防災、減災対策を問うということで質問させていただきます。

4月14日に発生されました熊本・大分地震におきましては、震度7という大変な大地震により49名の方々の方が亡くなられ、多くの方々の方が被災されております。いまだ仮設住宅でお住まいの方が大勢おる中でありますが、お見舞いを申し上げたいと思います。

多くの市町村役場そのものが被災されたと思われまいます。宇土市におきましても、やはり庁舎が取り壊されるということもありました。そして発生より約40日余りも経過されました5月19日、20日に初めて罹災証明が発行されたとありますが、本町においても大災害時における業務継続計画（BCP）が急がれるところでありますが、検討されている

ものと思われます。

また、本町に上流域におきましては、土器川を初め、満濃池、亀越池等の大容量のため池が多数存在しております。ハザードマップに寄りますと、仮に満濃池の決壊という場合におきましては、町の中心部において水位が3メートルを超すと予想されております。そしてまた、到達時間にいたしましても、十数分でとあります。蓄電池を初め非常用電源等は大丈夫でしょうか。

そしてまた、1階にあります固定資産税課税台帳等の重要書類等はどのように保管されているのかをお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

松下議員さんの2番目の御質問は、防災、減災対策を問うということでございます。

まず、最初の御質問の業務継続計画、いわゆるBCPの策定についてお答えいたします。

ことし4月に発生した熊本地震、平成23年に発生した東日本大震災、平成19年に発生した新潟県中越沖地震などは記憶に新しいところでございますが、いずれも大きな震災の爪跡を残し、今なお多くの人々の生活に大きな支障を来し、その復興には相当の時間と費用を要しているところであります。

また、被災した多くの自治体では庁舎本体や設備が損傷し、ライフライン供給の途絶や業務実施に必要な物資や資機材の不足など、災害の応急復旧業務だけでなく、住民生活にとって必要な通常業務も不全に陥ってしまったことから、実効性のある業務継続計画の策定が不可欠であると考えております。

県下での業務継続計画の策定状況は、平成27年度末で17市町中9市町が策定済みでございます。本町も後発となりますが、今年度から県の市町村BCP作成支援事業のモデルとなり、香川県並びに香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構の助言を得ながら地震を想定した業務継続計画を策定することとなっており、現在、その準備に着手したところでございます。

松下議員御指摘の、発災後、早急に必要となる罹災証明書等の非常時業務から通常時の業務移行に至るまで、住民の方にできるだけ御不便をおかけすることがないように、円滑で現実性を持ち、実効性のある計画にしたいと考えております。予定では、職員参集意向アンケートや職員向け研修会を実施し、職員への意識づけを行い、全庁的な推進体制を整えた上で、業務の現状分析や人員、設備等の課題を抽出し、また、非常時優先業務の選定等を行い、その成果を計画的に反映していきたいと考えております。

なお、計画策定に当たっては、内閣府の地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説や、香川県の香川版市町BCP作成指針、他自治体の先進事例や被災した自治体の事例等を参考に策定を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、近年、全国各地で突発的な豪雨や台風による洪水害などが発生しており、中でも昨年度の関東・東北豪雨では、大規模河川の氾濫により広範囲かつ長時間にわたり浸水被

害が発生いたしました。これらの災害を受け、土器川や金倉川などを初めとした指定河川等において、今年度から想定最大規模相当とした浸水想定区域の見直し作業が順次進められているところでございます。現状の土器川または金倉川が氾濫した場合の浸水想定では、まんのう町本庁舎は浸水想定区域の外に位置しているところでございます。

このほか、当町には大小ため池が多数存在しており、大雨や地震等に伴う決壊が危惧され、ハザードマップ作成などのソフト対策や堤体改修を進めているところでございます。

中でも、満濃池の決壊は皆様が危惧されているところであり、決壊に伴うまんのう町役場の浸水想定については、破堤後約20分間で50センチメートル未満の浸水となっております。

御存じのとおり、多くの池の決壊は堤体のひびなどから徐々に漏水し、堤体が破壊されていくものとされていますが、ハザードマップにある満濃池決壊シミュレーションの設定においては、満水位の状態で堤体の中央部及び洪水ばけ部の2カ所から一斉に大きく破堤するという最大級の破堤を想定いたしております。このように、決壊すると甚大な被害が起るとされる満濃池の堤防の強度診断では、南海トラフ地震の揺れに対応する強度を有するとの調査結果が発表されているところでございます。

本町庁舎の非常用電源に関しましては、地下1階に設置されております。地階には排水ポンプを備えており、浸水の際にも排水ポンプを稼働し、対応することといたしておりますが、町舎全体が浸水するなど排水ポンプの能力を超える事態が発生した場合には、機能不全となることも考えられます。

非常用電源装置の設置場所については、昨今の災害事例から、浸水することのない2階以上の場所に設置する建築物もふえており、まんのう町においても、設置場所の変更を検討していく必要があると考えております。

また、土地台帳等の重要書類については、紙台帳のほかにデータ化されたものがあり、データは中讃広域行政事務組合等に一元的に保管されていることから、万が一、本庁舎が浸水した場合でも、データによる復旧できるようバックアップ体制を整えております。

大規模災害はいつどのような規模で発生するかわかりません。今後とも災害に強いまちづくりに邁進する所存でございますので、御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 町長が申されますには、職員の意向、アンケート調査を実施していくということであります。なぜハザードにこだわるかと申しますと、やはり満濃池といえども、慶長3年、1606年ごろだと思いますけど、過去に決壊をされております。それは南海地震かと思われませんが、そういう観点から、全く心配ないのであるということはないのではないかと考えております。

そしてまた、罹災証明がなければ、住宅等の被災された場合に、建てかえや修繕等において補助金が受けられないと思われれます。

そしてまた、非常用電源につきましては、どこへ設置されておるのでしょうか。そういう点から質問させていただいたと思います。町長の御答弁をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

非常用電源につきましては、２階以上の浸水を免れる場所に移転するように、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま、町長が高いところに、２階以上のところに設置と言われております。と申しますのは、やはりサンポートの合同庁舎におきましても１４階に、そしてまた、県立中央病院におきましては防災棟の４階に設置されております。その高さがやはり１０メートルであります。そしてまた、本館の２階部分につきましては、発電機が２台ほど設置されております。それとて、やはり高さ５．５メートルに設置されております。

そしてまた、県立病院は、これも私たち県民にも関心があるところでありますけど、駐車場におきましては、海拔３．１メートルでありまして、高いところで４メートル切れるという状態であります。と申しますのも、やはり２．７メートルということを想定されておるところであります。本町においても、地下であれば、ただいま町長は今後検討するということですので、その点をよろしくお願いしたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 再々質問にお答えいたします。

２階以上の場所に設置するということでございますので、いろんな事例等も研究いたしまして、一番適切な場所等に設置をしていきたいと考えております。

○松下一美議員 よろしく願いして、３点目に移ります。

○田岡秀俊議長 ２番目の質問を終わります。

続いて、３番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 ただいま町長の、今後、十分検討していくということですので、３点目の水資源対策を問うを質問させていただきます。

ことは平成６年の大渇水に次ぐものであり、高松气象台によりますと、７月１６日から８月２７日まで、４２日間連続真夏日であり、３０度を超す、連日、猛暑が続いたところであります。８月の雨量は２２日までの時点で１０ミリ程度と極端に少ない猛暑でありました。

私たちの右岸地区におきましては、水不足により、一部においては稲の被害が出たところであります。異常気象により、しばらくは水不足が続くと思われます。

県下では１５カ所ほどのダムが設置されておりますが、土器川水系においては全くダムがありません。１級河川とはいえ、全国で一番短く、総延長にいたしましても１８．８５キロでありまして、県河川の土器川の上流を含めましても３３キロとあり、そしてまた、黒部川に次ぐ２番目に急峻なところであります。それゆえ、やはり間伐と洪水というのは

一応背中合わせというような状態で、繰り返して起きておるところであります。

洪水調整を兼ねた多目的ダムというものがぜひとも設置されることが望まれますが、町長、どのようにお考えであるのかお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの3番目の質問は、一級河川土器川上流に水源が必要と思うが、本件に対する考えはとの御質問でございます。

最近の異常気象は、集中豪雨がもたらす甚大な洪水被害、一方では少雨による干ばつ被害というように、両極性が顕著にあらわれてきております。

今後の香川の水需要量予測では、水道用水は減少、工業用水は増加、農業用水はほぼ横ばいであることから、全体としては増加が見込まれておりますが、近年の少雨傾向により、ダムやため池など水源施設の供給能力の低下が見受けられるため、需要量に対する供給量の不足が懸念されており、そのためには渇水地域で水資源施設の整備や既設改良が必要と考えられております。

早明浦ダムが四国4県の水がめとし機能しているわけですが、近年、たびたび取水制限が実施され、とりわけ、平成6年、17年、20年には、利水容量が枯渇するという異常な状態になるなど、深刻な影響を及ぼしたことはまだ記憶に新しいことと思います。

今年度もまとまった降雨がなく、8月29日ごろには香川用水が第3次制限に入る予定ではありましたが、28日からの降雨により、制限入りが先に延びたところでございます。

このことから、安定した生活用水の確保は地方自治体として避けて通れないところであることを痛感いたしており、この対策といたしましては、貯水機能のあるダム建設が理想であることも誰もが認めるところでございます。ただし、ダム建設に当たっては調査から完了まで多くの年数を要するとともに、ダム本体工事には莫大な費用が発生し、国・県が主体となっても、ダムの恩恵を受ける関係市町の財政負担には限界があると考えられます。

土器川上流でのダム計画の例といたしましては、以前に前の川ダムが中止に近い休止となった経過は御存じと思いますが、昭和54年度に予備調査を開始し、以降、事業実施に向け推進してまいりましたが、平成9年6月に公共事業3年で15%減が財政構造改革会議報告概要により示され、その中で、平成10年には、前の川ダム計画は中止ではないが、非常に厳しい位置づけの休止となったところであります。

前の川ダムが休止となった理由は、利水上の緊急性は高いものの、水開発単価が極めて高く、利水者の参画が非常に困難であったことによるものと、土器川の治水対策としては、上流洪水調整施設であるダムより河道改修案が有力と考えられるようになり、その上、追い打ちをかけるように、財政構造改革による公共事業の大幅削減のため、調査中のダムは非常に厳しい予算とならざるを得ない等の理由でございました。

国は前の川ダム休止後においても、土器川沿川から水資源開発を求める強い声があること、また、全国有数の渇水地域であることに鑑み、従前の前の川ダム計画は一旦白紙とし

た上で、土器川の治水・利水・河川環境問題を総合的に解決するため、平成１２年度に土器川総合開発事業として開始いたしました。

そこで、土器川利水検討会を発足させ、ダム単独案、ダムと既設ため池との連携、既設ため池の有効活用、下水処理水の有効活用、地下水の活用、砂防ダムのダム群の建設等６方策を検討いたしましたが、結果的に水単価が高く、財政負担が困難であるなどの理由により、土器川総合開発事業は成り立たず、平成１５年度に前の川ダムの建設を含めて事業は中止となったところでございます。

新水源の確保については、町内には水源地に適した箇所もございますことから、水問題の難しさと厳しさ、加えて最近の局地的な豪雨による降雨量の増加に伴い、河川堤防等の安全等を確保するための洪水調整機能を有するダム等の確保は必要と考えるところであります。

このようなことから、根気よく対応策を協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 今、町長のお答えの中では、要調査段階でありました前の川でありますけど、中止になったということではありますが、非常に残念と言わざるを得ません。

そしてまた、１２年度に総合開発事業がいろいろと６項目ほど検討されたとありますが、今回の台風１０号によります大きな被害が起きました岩手県においては、１５名の方が亡くなっております。

そしてまた、本町におきまして、平成１６年１０月１９日、２０日おける台風２３号によりまして、庁舎におきまして４５８ミリ、そしてまた、２０日の午後１時から２時におきましては、最大雨量が７２ミリと、今までかつてなかった雨量が記録されております。

そういう中で、長尾の国有林におきまして、３万立米ほどが土石流となって多くの被害がもたらされたということがあります。しかし、幸いにも人的被害がなかったということでもあります。

今後、集中豪雨による洪水被害を防ぐためには、本町の財田川、金倉川、土器川含め、抜本的に見直していく必要があろうかと思えます。町長の、いま一度、決意のほどをお伺いしたらと思えます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、記録的な豪雨があり、また渇水があり、非常に厳しい自然環境の中でございます。まんのう町には土器川、金倉川、財田川、３本の河川がございます。そういった河川等も十分見直しをし、今後の対策に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 近年の異常気象によりまして、想像を絶する事態が起こることが予

想されるところであります。今後において真剣に取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。一般質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、11番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、川西米希子さん、1番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

平成23年公文書の適切な管理、保存、利用等を定めた公文書管理法が施行されました。これに伴い、現在、公文書館を設置する自治体もふえるなど、適切な公文書管理に向けた取り組みが地方自治体にも広がっています。このことは、公文書は誰のため、また、何のために存在するのかということであり、公文書は住民と行政との知的共有資源であるとの認識に立つことなのだと思います。

公文書管理法には、歴史的価値のある公文書の適切な保存、利用も定められています。自治体の公文書は、自治体がどのように課題を乗り越え、その時代を切り開き、まちづくりに尽くしてきたかを証明する資料であり、今を後世に伝える重要な役割を担います。

また、歴史的公文書は、職員の皆様にとっても新たな政策の立案などにも役立つ貴重な資料でもあると思います。歴史的価値のある公文書や情報共有が必要と判断される公文書は、町民との共有の知的資源として積極的に公開するとともに、後世に残していくべきだと思います。

本町の公文書管理規則に、公文書とは職員が職務上作成したもの、取得した文書、図画や写真、電磁的記録等と明記をされています。公文書には行政的に価値のあるもの、行政的に価値はなくなっても、歴史的価値の生まれるものなどがあり、時代によってその価値は変わると思います。

例えば身近なところでは、町が町民の活動等に補助金等を出していた場合、報告書の添付書類として活動内容、写真などがあれば、有期限文書であったとしても、後世には貴重な歴史資料となります。

また、こども園や小中学校の毎月の給食の献立表も、その月が終われば必要のないものですが、後世には現在の食事情やカロリーなどの栄養事情のわかる貴重な資料となります。

また、住民の方が知りたいのは、またお伝えしなければならないのは、その過程でもあると思います。意思決定過程の情報公開が必要なのではないのでしょうか。

ことし、合併10周年を迎えた本町は、旧琴南町、仲南町、満濃町が合併をして誕生した町です。旧町時代のそれぞれの町にも、後世に残すべき価値のある公文書が存在するはずですが、現在、どこに、どのように保管をされているのでしょうか。歴史的価値のある公文書の散逸が危惧されるということはありませんでしょうか。

現在は積極的な情報公開と情報の共有が求められている時代です。公文書の保存期限を永年から最長30年として、その後は住民に歴史公文書として積極的に公開する自治体も

ふえてきています。

本町の公文書管理規則には、公文書の保存期限について、1年、3年、5年、10年、永年との定めがありますが、非現用文書の歴史的公文書の情報公開についての規定がなく、有期限文書は保存期限を延長しない限り廃棄処分、もしくはその価値、種類によってはどこかに移管されるにとどまっているのではないのでしょうか。

公文書館の役割は歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に寄与することであり、公的な組織の活動記録である公文書を継続的に受け入れる機能を持っているということです。

また、多目的な情報資源となるのが公文書館です。郷土資料館や歴史館、図書館とも役割が違う公文書館の設置を、合併10周年を迎えた今、検討していくべきではないのかと思います。

そこで、お尋ねいたします。1問ずつ質問させていただきたいと思います。

現在、本町の公文書はどこに、どのように管理、保存されていますでしょうか。

また、行政文書管理ガイドラインの取り組みについてもお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

(竹林昌秀議員退席 午前11時32分)

○栗田町長 川西議員の御質問にお答えする前に、少し時間をいただきまして、御報告をさせていただきます。

タイムリーとっていいのかどうか、本年8月11日から12日で、中讃広域行政事務組合管理者視察研修がございました。研修場所は福岡共同公文書館、研修目的は県と市町村が共同運営する公文書館です。

福岡公文書館は、県と県内60市町村（政令市の福岡市、北九州市を除く）の重要な価値を有する公文書等を住民共通の財産として継続的に後世に伝えるため、平成24年11月に開館した。設置及び運営に当たっては、県と60市町村で構成する一部事務組合が行っており、このような県と市町村の共同による文書館は、全国で初めての取り組みだったとのことでございました。

設置に係る経費約23億円については、施設の面積案分により、県が10億円、一部事務組合が13億円であるが、市町村振興協会からの助成金を活用したため、実質の負担としてはゼロであったとのことでございました。

運営に関しましては、正規職員6名（県職員3名、組合職員3名）と専門性を持つ非常勤嘱託職員9名（行政職員OB、図書館司書、学芸員など）の合計15名体制となっております。

(竹林昌秀議員着席 午前11時34分)

施設の利用状況といたしましては、年間50件程度で、利用者は主に自治体職員や大学の研究者がほとんどであり、決して集客を目的とした施設ではありませんでした。

今後の課題といたしましては、広域連携によるスケールメリットを生かし、運営コスト

の抑制にはつながっているが、県を含め自治体からの歴史的な公文書を取り扱うため、各自治体ごとで歴史的な公文書としての認識、あるいは選別作業にばらつきがあり、場合によっては、それらの支援策について検討しなければならないとのことでございました。

研修を受けて、中讃広域構成の２市３町で個々の設置は費用的、人的にも難しいが、歴史的な公文書の重要性から、２市３町での設置の実現に向けて検討を進めるとの共通認識を持った次第でございますので、御報告申し上げます。

それでは、川西議員さんの御質問に戻らせていただきます。

川西議員の一番目の御質問は、現在、本町の公文書はどこに、どのように保管され、保存されているか。なお、行政文書管理ガイドラインに沿っての取り組みはでございました。

本町では、まんのう町公文書管理規則（平成１８年まんのう町規則第８号、以下、規則という）及びまんのう町公文書管理規程（平成１８年まんのう町訓令第５号、以下、規程という）に基づき、公文書の管理を行っております。

発生した公文書は執務室に一定期間保管後、本庁の地下書庫及び各支所、出先機関にある書庫に移管し、保存期限が満了した文書については廃棄を行っております。地下書庫や執務室のロッカー等、個人情報が含まれる場所には施錠をし、個人情報保護や行政情報の漏えい防止を厳守しております。本町の規則及び規程は、行政文書の管理に関するガイドラインに則したものとなっており、文書管理責任者を配置したり、公文書の発生から収受、保管、廃棄まで職員が公文書管理を行う際の実務上の留意点が定められておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございます。ちょうど私の質問と重なる形で公文書館の視察に行かれた。そこで、また視察先での課題も共通認識としてお持ち帰りになられたということです。

また、保存期限を過ぎた有期限文書については、まんのう町としては廃棄をしているという、このようなお答えをいただきました。

ここで私が課題と思いますことは、行政事務上必要とされる保存期限を満了した非現用文書について、本来は残すべきであると判断されてもよい歴史的価値のある公文書が廃棄されてはいないでしょうかということです。学校における公文書にも歴史的価値のある重要なものが数多くあると思います。何を廃棄し、何を残すべきなのか、歴史的公文書の選別基準も定めておくべきではないのかと考えます。

本町においても、毎年、多くの公文書が作成をされ、また廃棄もされていると思いますが、公文書が歴史的価値を有するのかどうか、歴史公文書であるのかどうかを見分ける目が必要となってくると思います。その役割を担うのが、幅広い行政知識と事務経験を持つアーキビストということになりますが、本町の公文書規定では、公文書管理を適正かつ円滑に行うため、課に文書管理責任者を置くと定められていますが、公文書の評価や選別を行う専門職員の配置についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

また、今ほども研修についてお話をいただきましたけれども、さらなる研修についてもどのようにお考えであるのかお尋ねいたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの二つ目の質問にお答えいたします。

公文書の評価や選別を行う専門職員の配置と職員研修についての御質問でございます。

公文書管理のみを業務とする専門職員は、現在、配置いたしておりません。しかし、規程第4条に基づき各課の課長、室長を公文書管理責任者として、さらに規程第5条に基づき課長補佐級職員を公文書取扱責任者に充てております。この文書取扱責任者は、公文書の整理、保管及び引き継ぎ、廃棄における事務に従事することと定められております。専門職員が指示や判断を行うのではなく、各課で規則や規程に基づき公文書管理を実施いたしております。

職員研修に関しましては、公文書等の管理に関する法律が施行されたことに伴い、平成26年度に全職員を対象とした公文書管理の研修を実施いたしました。また、年に一度、文書の廃棄や執務室文書の移管を呼びかけるなど啓発を行っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございます。

続きまして、公文書館の設置についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

歴史的公文書を選別するには、やはり時間が必要ですし、評価、選別を行うともなると、保管をする場所も必要になってくると思います。また、本町にもたくさんの公文書が存在していると思います。選別した公文書を保存、利用、公開もできる場所として公文書館というものが必要となってくるわけですが、新しい建物を建てる必要はないと思います。利用可能な公共施設の空きスペース等を有効活用すればいいのではないのかと思います。公文書館の設置についてはどのようにお考えでしょうか、本町のお考えをお尋ねしたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の公文書館の設置についての御質問にお答えいたします。

当町の実態に応じて本庁地下書庫や各支所等に保管ができているため、公文書館の設置は検討いたしておりません。しかし、保管場所には限りがあるため、今後、歴史公文書がふえることも考えながら、必要があれば文化財室等関係部署とも協議や検討を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 公文書館の設置については、現在のところは考えてないというちょっと残念なお答えをいただきましたけれども、本町にも情報公開条例が定められていることは承知をしております。しかし、現用文書が対象ではないでしょうか。また、保存期限が永年とされたものに関しては、いつまでも公開手続が必要だと思います。公文書の保

存期限を永年から最長３０年として、その後は積極的に知的資源として公開するなど、保存期限についてのお考えをお尋ねいたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の公文書の保存期限を永年から最長３０年とし、その後は積極的に知的資源として公開するなど保存期限についての御質問でございました。

法律の施行に伴い、保存年限を過ぎた公文書の中でも歴史的価値があるものは公文書館の管理に置くことを実施している自治体があることは把握いたしております。しかし、本町では公文書の選別、維持管理及び運用をするための費用や人材が不足しているのが現状であります。そのため、限りある保管場所や職員自身で公文書を管理しているという実態に合わせた有効な保存方法の工夫が必要であると考えております。例えば、現代の技術を用いて歴史公文書や資料集、写真等を電子データ化して保存することで、紙資源の節約だけでなく、保管場所の確保を最小限に抑えることができ、また、紙の場合に起こり得る資料の劣化を防ぐこともできる。町民の財産として公文書を永年保存し、町民からの請求があれば、必要に応じてまんのう町情報公開条例に基づいて公開することができるため、積極的な知的資源公開の観点からも町民の権利を妨げていることにはならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

今の町長さんの御答弁の中に、まんのう町公開条例というものが出てきましたけれども、この条例についてちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

公文書管理法の目的には、公文書は国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るとあります。このことは、町においては公文書は町民共有の知的資源として主体的に利用し得るということになります。まんのう町の扱っている文書はまんのう町民のものでもあるとも言えると思います。この認識に立ったら、公文書はまんのう町民のもので、その管理方法は議会の議決によって条例化されることが必要という考え方も出てきます。まんのう町には情報公開条例が制定されていますので、公文書管理においても、その整合性から、規則ではなく条例での制定が必要ではないのかと思われそうですが、公文書管理条例の制定についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 川西議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

国の公文書の管理に関する法律につきましては、国ないし独立行政法人を対象とした法律でございまして、これについて地方公共団体は含まれていないということになります。しかしながら、公文書については町民共有の財産という認識は同じということにはなりますので、これについては重要なことだということで準用していきたいというふうに考えておりますが、現時点では公文書管理条例の制定については特に必要であるというふうには考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

公文書の管理条例についても、私は将来的には必要ではないのかとやはり思います。

記録をどのように管理するのか、これは地味な作業のようであっても、大変に重要なことであります。また、町民との共有の知的財産である公文書を適正に、また、開かれた形で保存、管理、利用できるようにするとは、町民の皆さんとのさらなる信頼関係が築けることにもなると思います。アーカイブスである公文書館記録資料に出会うことで、自分はこの町で、この地域で生活を共有している一人である、自己の権利を主張するだけではなく、私がこの町に、この地域に何ができるのかということに思いをめぐらすことも可能にしたいと思います。この働きかけこそ社会を豊かにしていくのではないのでしょうか。

次に、公文書における災害時の対応についてお尋ねしたいと思います。

この質問に関しましては、先ほど松下議員さんからもありましたので、少しダブるところがあるかもしれませんが、お尋ねしたいと思います。

公文書の管理場所が各職員に把握をされ、その重要度に応じて搬出順等が定められた対応策はありますでしょうか、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の災害時の対応については、公文書等の保管場所が職員に把握され、その重要度に応じて搬出順等が定められた対応策はあるかとの御質問でございます。

公文書の保管場所につきましては、平成26年度に導入した文書管理システムで検索すれば、各課の公文書がどの書庫、どの棚にあるのかを把握することができます。搬出順につきましては、本庁地下書庫の場合は保存期限ごとに書庫を分けているため、永年及び30年とされている重要度の高い書庫の公文書から順に搬出することできると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございました。

先ほどの松下議員さんの御答弁の中にも、重要書類のバックアップ体制はできているとの御答弁もありましたので、この点については信頼申し上げ、安心しております。

大規模地震の発生が懸念されております。災害が発生した場合には、まず住民の皆様の安全と、職員の皆様の安全の確保が何よりも第一であることは当然です。その上で、災害時の住民対応におきましても、また、自治体機能の維持、回復におきましても、必要な公文書が存在することも事実です。災害時の公文書被害を最小限にとどめるために、また、いざのときの職員の皆様の負担の軽減のためにも、公文書においても充実した災害対策が必要だと思います。被災者支援システムのスムーズな運用も期待しております。必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

災害や事故などの不測の事態を想定して対応策をまとめる、事業継続計画（BCP）の中で、公文書についても早期に対応策が策定されますことを期待いたしまして、私の質問

を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、2番、川西米希子さんの発言は終わりました。

ここで、議場の時計で13時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時30分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、関洋三君、1番目の質問を許可いたします。

○関洋三議員 昼のかかりです。よろしくお願いします。

東京の新しい都知事がよく口にしますが、都民ファーストとよく言われますけども、いながら、まんのう町におきましては町民ファーストで栗田町政頑張っていただいておりますが、次の三つの質問におきまして、町民ファーストになっているかどうかを確認してみたいと思いますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

三つの質問をさせていただきますが、まずその最初、告知放送の改善策についてでございます。通告によりますので、読み上げていきます。

まんのう町では、合併10周年とともに告知放送も10年を経過すると思いますが、その告知放送の役割が住民の生活においてはどのくらい役立っているのでしょうか。そして、放送という一方的な伝達のため、常にはね返ってはこないのが、放送に対する意見等についてはわかりづらいのが放送の特徴です。そのために、実態調査などをして、民意を十分吸い上げて、常によりよいものに改善されているのでしょうか。今回の一般質問により告知放送の実態を解明し、よりよいものに改善できればよいとの思いで質問させていただきます。

私ごとですが、毎朝、6時30分からの告知放送は、私にとっては、残念ながらストレスから始まります。なぜだと思いませんか。NHKのラジオ体操と重なるからです。それでも両方を聞きながら体を動かしています。毎回、思います。10年前、朝の放送を6時30分に設定した人らには、ラジオ体操をしている人は1人もいなかったのではないかと。もし私がそのときのメンバーだったら、まず6時30分からの放送には反対していたでしょう。多くの人の意見を聞いて、見直しできることは見直してみるのも大事です。そこには住民の意見を十分酌み入れて、改善できるものはよりよいものにしてほしいと考えます。当たり前になっている時間帯ですが、時にはこのように変えることにより、興味を抱く人がふえるきっかけになるやもしれません。要するに、告知放送の内容を見直すための住民アンケートの実施を強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

約3年ほど前に、私はこの町議会の委員会において、告知放送の一部見直しを提言しました。それは、放送内容において告别式の案内を広告放送の後に行っているのは大変失礼じゃないかというものでしたが、そのときは改善してくれました。今ではそのときの提案がかなって、広告放送の前に告知放送の案内をしています。このように内容の一部を変え

ることだって可能だということです。

ところで、その広告放送ですが、一体幾らもらっているのでしょうか。大事な公共放送に担うだけの金額をいただいているのでしょうか。そして、住民の生活に本当に役立つ広告でしょうか。もっと大事なことは、聞く人の身になって構成されている放送内容でしょうか。

以上、告知放送内容の見直しについて住民からの意見集約を図り、その成果を十分生かしていく考えがあるかどうかというところをお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 関議員の御質問にお答えいたします。

告知放送の改善策についてでございます。

まず、放送時間帯についてですが、合併前は3町が異なる時間に行政放送を行っていましたが、合併時に3町協議の上、現在の定時放送の時間（午前6時30分、午前12時15分、午後8時）に決定いたしました。

NHKラジオ体操の放送時間と重なるという御意見ですが、NHKのニュースと重なるという御意見もあり、個人のライフスタイルはさまざまで、全ての人にとって都合のよい時間というのはとても難しいことです。

現状の3回の定時放送の時間については、全ての町民にとって都合のよい時間ではないかもしれませんが、大部分の町民にとっては妥当性のある時間帯と考えており、今時点での見直しは考えておりません。

なお、告知放送受信機には再放送機能を備えており、再放送のボタンを押すと、前日分と当日に放送した分の放送を改めて聞くことができます。時間が合わない方には再放送を聞いてもらえるよう、再放送機能の周知を改めてしていきたいと思います。

次に、広告放送についてでございます。

町外事業者からの依頼による広告放送につきましては、1回2,000円、町内事業者からは1回1,000円の放送料をいただいております。農協の営農関係の放送依頼については1回100円で放送しております。ただし、宗教活動や政治活動、意見広告等についてはお断りしております。

平成27年度は、1年で1,400回近い、正確に申しますと1,381回の有料の広告放送をさせていただいております。これは貴重な財源で、平成27年度は54万6,000円となっております。

農協や地元の飲食店などの広告放送をさせていただいた際には、行政放送を聞いてセールに来たという話もよく聞きます。広告の依頼主の方も、ふだん聞いている住民の方も、うまく活用していただけているものと思っております。

今後も広告放送を積極的に活用していただければと考えております。

最後に、アンケートについてでございます。

住民の方からの意見につきましては、窓口であったり、役場玄関に設置してある町民の

声であったり、町ホームページなどから、日々、御意見を受け付けております。いただいた御意見につきましては、まんのう町光ネット番組編成委員会などで随時検討させていただいております。

今年度は住民からのニーズが大きかったことから、これまでなかった迷い犬の有料放送を始めたところでございます。

住民の御意見につきましては、今後も随時検討、協議しながら行政放送に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、関洋三君。

○関洋三議員 結局、私の6時半の件はかなわないという答弁でしたのですが、それはよしとして、再放送の話がせっかく出ましたので、再放送のことと、最後のほうに犬の話が出ましたので、それを引き合いに再質問させていただきますが、まず犬の話になりますが、実は迷い犬の紹介、案内はまんのう町はしないというのが最初の原則でした。今回、ちょうど1カ月ぐらい前にある集会所で犬を確保して、中讃の保健所に預かっておるので、どなたか心当たりの方はという話でしたけど、その集会所は丸亀のかみのだい集会所とかいうことが放送されたので、かみのだい集会所ということを検索して調べても、どこにも載ってないので、よく考えてみたら、垂水の上代でないかというようなことで、多分、時代の代をだいと読んで、現実はしろと読むんですけども、そこの話だったようです。それで、こちらへ問い合わせてみると、私も、今、御案内があったので、1,000円とかなんとかいうお金で放送ができるという話ですけども、中讃保健所で預かるとる犬の紹介については無料だそうです。そして、これからまた迷い犬のことがあった場合は1,000円要るとかいう案内がありましたけども、そのように変わるとるということを私は知らなかったもので、今回、この質問の中で皆さんに公表もできたらええんじゃないかと思って申し上げましたが、それだったら、丸亀とそういう取り決めをしたのかということになりますけども、そしたら、うちらも市町境になるんですけども、もしそういう犬を預かって、保健所へ行ったら、そしたら丸亀、これ、話提供してくれますか、周知してくれますかということが本当にできるんかどうか、そういうように切り詰めた話になりますけども、その議論をここでしても仕方ないですけども、そのように気づきますが、それとあわせて、再放送の話をしましょう。

実は、私もこの質問をするまでに、そしたらその再放送をずっと聞いてみました、1カ月間。そして、自分でメモ書きしてから記録に残しております。そしたら、一番身近な話でゆうべの話をしましょう。ゆうべ、8時の時間はちょっと留守だったので聞けなくて、9時ごろだったんですけども、再放送で聞きました。そしたら、告別式の話がちょっとありましたので、えっと思って、もう一遍、再放送ですから、待ったら聞けるので、我慢して待っておりました。何分待ったと思いますか、その告別式の案内のテープが出てくるまで。30分待ったです。総務課長、ログされよるので、またはっきり調べてください。約30

分近く。そないに待たなんたら、次の分、話できないという。なぜかという、それはきのうの晩の9時やったら、日曜日の朝、昼、晩、きのうの5日の朝、昼、晩というわけです。それで、先ほどの町長の案内のとおり、夜は8時ですから、最後に、今、以上何分でしたいうたら、8時7分でしたという。要するに7分かかったということです。それを六つですから、朝昼晩、朝昼晩、6時42分。大体昼の分は少ないので、平均して5分としても、大体そのぐらいの時間は要する。だから再放送を聞いたって、30分かかるんですよ。そのストレス、どうなるもんですか。そして、情報社会でその話を聞いて、30分待たなんたらいかんいうておかしいんじゃないんと思うのは、私のラジオ体操の話とまたこれはちょっと違って、いかがなものかと、これを聞いている人はそう思うんじゃないでしょうか。それはやっぱり改善すべきじゃないですか。どう改善したらええかというのも、私、今まで1カ月間、メモを記録してみて、提案させていただきますけど、その再放送などであつたら、別に、きのう、おとついの朝昼晩に分けなくても、1日としてまとめて言えればいいわけなんで、特にきのうの夜の9時だったら、日曜日の朝と晩のは内容は同じことを言ってますよ。そしたら6回聞くことの中に、同じことを聞かなんたらいかん。それで30分かかる。そういうような計算になるので、執行部の方、一遍聞いてみてください。

これは、放送というのは大変怖い話で、先ほども申し上げましたけれども、放送はね返ってくるものがない。今、町長の説明では、いろいろなアンケートはとってるんだといいますが、実際、私は話をして人に聞いてみると、文句言わないですよ、みんな優しいから。どうするかといったら、聞かんです。放送というのはそういう怖さがありますよ。せつかく話をするんであつたら、やっぱり聞いてもらうようにせんと、そしてその実績から言いますと、ちょうど2日前の日曜日に集会所でサロン持ちまして、13人ほど集まっていたので、先ほどの犬の話しましたよ。犬の話も、今回、迷い犬の話が放送できるようになったことも知らなかったですけど、その話をする、その告知放送を聞いてなかったといつて、いつそなん言ったんですかという話で、実際、私も記録してますので、3週間から4週間の間にしてますよ。実際、それ聞いてないんですよ、13人おつても。というのは、私、びっくりしたです。そういうことでやっぱりデータが必要なんじゃないですかということで、一遍アンケートをとってみてくださいという言い方で私は質問したわけなんで、どこかでアンケートは、いつでも意見はとれますよという話とはちょっと違うんじゃないかと。それは行政全般のことですから、行政相談に行つて言ってくれやというような言い方にも聞こえますので、そうじゃなくて、これ、企画でしょ、所管は。企画のほうでいろんなアンケートをとるときに、こういうアンケートもとってみて、そして審議会か何か、私らはかかわってないですけど、そういうのがあるんでしょ。そういう意見をちゃんとまとめて、どういう意見があつたので、このように改善してます。改善せんでええから、ちゃんといまだに再放送するときも、30分待ってもろたら、次の告知放送を聞けますよという言いわけをするんだつたらいいんですけど、どうもおかしいでしょ、今

の話は。そういうことです。

それで、告知放送にはやっぱりそういう怖さがありますので、そこをこの質問の中で、きっかけでやっぱり見直すところは見直してほしいなということでございます。

それで、私がせっかくいろいろお話ししよりもすけども、田岡議長の前に2年間議長職につかせていただいて、いろんな経験の中で一つ感じたことがあるんですけども、高松のほうへ行くと、やはり県知事の御挨拶とか話を聞く機会もありまして、その県知事の話には、大きな会合の中でも最後に言うのは何かいうたら、交通安全のことを言うんです。会の話と全く違うといたらそうですけど、だけど、今、一番身近な大事な話は交通死亡事故対策でしょ。今、全県警報が発令中やと。これ、告知放送でも何遍も言われてますよ、香川県警の琴平警察署とまんのう町の総務課一緒になってのお話ですという始まりで。身近な話になりますけど、そういうことを考えると、やはり放送の力が大事なんであるし、そこまで言うんでありましたら、そして8月は11名、交通死亡事故で、まんのう町はそう言いながらも、告知放送で何遍も気をつけてくださいと言いながらも、9月に入って、残念なことに跨線橋で1人の死亡事故がまたありました。大変なことです。その事案を出してのことなんですけども、やはり女性の方のきれいな声で案内もいいんですけど、こういうときには、今の県知事の話になりますけども、町長自身がみずからの声で、皆さん、本当に気をつけてください。今の状態こんなですよ。命の大切さ、交通事故、ほんまに気をつけてくださいよ。お年寄りの方、夕方になったら本当に気をつけてくださいよ。道路の横断やめてくださいよ。そういう話をじかにすると。そういうような話もええんじゃないかと。そういうのがやっぱり放送のええところじゃないんかというふうにも、私、この1カ月記録しとって思いました。

そういうことで、放送につきましては、企画のほうで、これ以上、細かいことは時間の関係でできませんけども、一応、これでボールを企画のほうへ投げたわけなんで、簡単な答弁でなく、これを機会に放送というのにもっと真剣に取り組んで、住民の声をやっぱり十分聞いて、町民ファーストでひとつ頑張っしてほしいなというふうに思いますので、いろいろお話ししましたけども、そういう再質問の中でまとまりの悪い質問になりましたが、要するに、町長のポストも生かすような放送形式も大事だし、再放送のことにつきましても、できるだけ短くして、皆さんが聞きやすい、そういうところはもう一つ工夫すると、せっかくあいとる時間を分けてするのもできるでしょ。そういうこともできるんじゃないかと思いますので、そういうことにつきまして再質問にさせていただきますので、ちょっとその気持ち、今の再質問に対しての町長の答弁、所管の答弁でも構いませんけども、ひとつお答えいただけたらと思います。質問がわかりにくかったら、もう一遍説明しますけども、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 ただいまの関議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まずもって、貴重な意見をいただいたと認識いたしております。

1 番目の迷い犬の件でございますが、町長の答弁の中にもありましたように、今年度から実施となっておりますが、十分な周知ができていないということもありますので、今後、改めまして、再度、住民の方に啓発、周知をさせていただきたいと思います。

なお、他市町との連携につきましては、今の時点で承知しておりませんので、確認の上、できてない場合は、連携をとれるようなことができるかというのも含めて協議をさせていただきたいと思います。

番組編成の内容につきましては、まずは再放送の件もありました。お聞きするほうからすると、効率のよい情報提供ができてないということでございます。そういったことも含めまして、今後、住民の視点に立って、住民がどういったニーズを求めているか、そういったことも含めながら、光ネット番組編成委員会もありますんで、うちの所管の担当、それ以外の各職員もおりますので、そういったところで皆さんの声を十分に聞きながら、今後、検討をさせていただきたいということで答弁にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔「正確な答弁しなさいよ」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 発言者以外は静粛にお願いします。

再質問、関洋三君。

○関洋三議員 再質問させていただきます。

企画の課長、出てこられましたので、再々質問させていただきますが、もう一つ、この放送を申し込むということは、誰でも申し込みができます。ただし、受け付けが企画で、重要書類等のような受付簿に全部書いて、上には全部各課の課長とか、何か最後は町長の判までもらうような書類ですけども、その書類の中に放送エリアというのがあるんです。私もお願いしたことがあるのでわかるんですが、知らない方にはと思って説明しよるんですが、そこには全町ということがある、まんのう町。それと、旧琴南町、旧満濃町、旧仲南町とエリアが分かれます。それがあるにもかかわらず、一自治会の云々というのは最近も出てきます。記録してたら間違いなしにありますので、それを言うんでありましたら、町内232カ所の自治会でしょ。そういうようになってしまうので、迷い犬にもかかわりますけど、みんながみんな、そういうのを使ったら大変なことになると。それと、エリアというのがあるので、そのエリアだけを十分機能を果たしたら済むことじゃないかというふうに思いますので、実際、受け付けではそういうようになってるので、それは変わってないと思いますけども、その点、どうなってるんですか。またこれからそういう一自治会とか、一地域のごく地域、要するに神社の掃除、そういうことにつきまして、例えば山脇の神社の掃除に高篠のものが聞いたって、逆に、高篠の瀧鼻神社も、ほんならこれから言うていかんかという話、出りますわ。それをほんならまた山脇の人に聞くんですか。何かそうしたらおかしいでしょ。何か理由があるんやったらわかるんですけど、ちゃんと理由を克明にしてくれたらええんですけども、そういうのをこれからどういうふうに扱っていきますか。また、その実態を御存じですか。所管でええんですか、答弁お願いできま

すか。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 関議員さんの再々質問にお答えします。

エリアごとでやるのも承知しております。それで、エリアの中でやる分についてはそれで進めますが、状況によって、もしかしたらエリア外でわからずに流れてしまうというか、チェックが十分できてない部分もあろうかとは思いますが、今後、気をつけたいと思います。

○関洋三議員 終わります。次に行きます。

○田岡秀俊議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○関洋三議員 2 番目に移ります。

先ほどよりちょっと長くなりますが、質問その 2、公民館活動の活性化について。

公民館の運営や公民館長の人事を預かるのは教育委員会であり、その中でも生涯学習課が受け持っています。生涯学習課といってもいまだにぴんとこない人もおいででしょう。この春まで社会教育課といっていました。この 4 月の機構改革によって名前が変更になりましたが、新しい名前のおり、公民館はみんなが集まっての生涯学習の場でもあるので、今回、ええ名前がついたと思います。

そこで、名前に恥じないような公民館になるよう、公民館活動のよりよい活性化について考え方や方針を伺いたいと存じます。

まずは、町全体では七つの公民館が存在します。でも違いがあります。まず目につくのは、休日が違います。日曜日が休みであったり、月曜日が休みであったり、ばらばらです。職員の人数にも違いがあります。なぜでしょうか。

次に、館長のキャリアが違います。これは難しい話ですが、問題点の穴を埋める工夫は必要不可欠です。でないと、地域の活性化におくれを生じます。館長の役割は大きいので、指導やみずからの勉強、そして何よりも地域住民との信頼がより重要視されます。お金、すなわち経費についても、各公民館の実態はどうなっているのでしょうか。コピー用紙 1 枚の儉約も大事なことです。それを言う割には公表している公民館運営の会計がないので、私たち住民にはわからない。わからないのが幸せであるという時代はもうとっくに終わっています。会計を持つ公民館運営を考える時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

これからの公民館は地域住民の生涯学習推進の拠点として、住民の生涯にわたる学習を支える教育機関として社会教育の事業を実施し、住民意識の高揚と地域社会の発展に寄与することが求められています。総合的な教育機関としての機能には、地域の学習施設としての機能や、地域住民が生活課題や地域課題を発見し、解決する場としての機能を有し、当面必要とされる施策には、住民に親しまれる公民館づくりを目指すこと。また、子育てや御婦人や成年男子、老人等への積極的な方策が必要でしょう。住民に親しまれる公民館

を目指す上では、個人利用の推進とともに、お互いを知るチャンスと捉え、コミュニケーションの発展に寄与できる場所としての存在を高める役割も有すると信じます。

これらの役割を担う上に、一案として、公民館の広報の発刊もお願いしたいです。各学校が学校だよりとして発刊して好評を得ていますが、それをイメージすればよくわかると思います。公民館でもぜひ取り組みを願いたいと思います。発刊部数の関係で予算措置も必要でしょう。館長と、また編集を担う地域住民のボランティアとの関係構築がなければこれは難しいですが、そこにまた新しい信頼関係が生まれるでしょう。ぜひ取り組んでほしいと思う一つです。

公民館職員の体制の整備では、今後とも、総合的な教育機関としての機能を発揮する上で、職員体制を整備することは何よりも急務であり、今をよしとするだけでなく、社会教育関係団体や各種学習やグループの育成などは専門的職員の資質や技量に負うところが大きく、当面は派遣社会教育主事の充実や選任・常勤職員の配置に最善の努力が払われることが必要であり、公民館職員研修の充実強化や、職員の資質向上のため、職員研修の方法や内容について抜本的な検討を加え、研修の体系化や内容の充実が図られなければならないでしょう。

また、職員の自主的な研修を促すとともに、研修の機会を職員に保障することも必要です。

教育機関である公民館と行政機関である教育委員会事務局との間に職員配置や財政について明確な機能分化はなされているでしょうか。次の世代を担う若い世帯主が積極的に利用できる環境づくりに公民館を十分生かせるよう取り組むことが生涯学習課の仕事であると思います。これらについての御所見をお伺いして、この場はもちろんです。今後、地域においても議論の糧としてまいります。御答弁願います。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 先ほど、住民ファーストという言葉がございました。教育委員会の仕事は、全て出発は住民ファーストでございます。そういう趣旨をしっかりと腹にすえて施策を進めていきたい、そういうふうに思っております。

関洋三議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

関議員さんの2番目の御質問は、公民館活動の活性化についてであります。関議員さんお尋ねの件は、地域に根づく公民館活動の意味とその重要性、さらには活性化させるための施策についてであろうかと存じます。

私どもも地域と公民館が一体となって、生涯学習の本質であります住民の皆様が学びたいこととその機会をいつでも選択できるような場になればと願っておるわけでございます。公民館の活動の活性化は、その地域、その町の住みよさと活力のバロメーターであると認識をいたしておるわけでございます。

具体的なお尋ねが何点かございましたので、順次、お答えしてまいりたいと思います。

一点目は、休館日を統一できないかというお尋ねであります。

議員さん御存じのとおりでございますが、まんのう町内には七つの公民館がございますが、公民館の休館日につきましては、原則月曜日を休館日としておりますが、地域の実情に応じて開館する日もございます。また、公民館によっては、日曜日を休館しているところもあります。地域によって異なっているのが現状であります。今後は公民館の実情等を十分調査、精査いたしまして、協議をし、検討して、その考え方を整理をしまいたいと考えております。御理解をいただきたいと思っております。

二点目は、公民館の職員についてであります。

地域住民のニーズを把握し、地域が抱えるさまざまな教育課題や生涯学習社会へさらに高めていくためにはどうあるべきか。その役割を担っておりますのは、その組織を運営していく職員に負うところが大きいわけでございます。

その具体化のためには、地域の中から公民館長と補助の職員1名を臨時職員として採用、任命しているわけでありまして。これは常時2名が勤務しているのではなく、館長が休暇の場合や業務に必要が生じた場合には、2名勤務することがあります。

また、公民館によっては、町民体育館や町民文化ホール等、用途の違った施設が複合的にあることから、2名勤務している場合もございます。公民館の職員につきましては、誠心誠意頑張ってくれておりまして、ありがたく思っておりますわけでありまして、社会が急速に変化しており、それに対応する各種事業の企画、実施を行うため、各種の研修会に参加していただき、地域の住民の皆様に寄り添う施策や能力をさらに磨いていただくよう努力をまいりたいと考えております。

三点目は、公民館の経費につきましてであります。

公民館施設の規模により、管理費、また活動団体数が異なることから、公民館ごとの経費に差異がございます。事業数等により異なっているわけでございます。

四点目は、公民館広報誌の発行の件であります。一部の公民館では公民館だよりを発行しております。各公民館運営審議会等で協議していただき、地域のニーズに沿った対応を検討していただくことも大切なことかと思っております。各公民館には検討する場がありますので、広報誌という形でなくても、自由な発想で考えて、地域と温かい交流が進めばいいのではないかと考えております。

最後に、公民館と教育委員会事務局との機能分担についてであります。職員配置や財政面については教育委員会で行っております。

具体的には、公民館職員の配置については、地域住民内から臨時職員を配置し、企画、運営等を行っております。

財政面については、予算案の編成等に関しては公民館と生涯学習課がそれぞれの立場において原案を作成し、その後の調整や折衝、その他の事務的手続は生涯学習課が行っております。

また、予算執行につきましては、事業計画に基づき実施し、常に公民館と生涯学習課が密接に連絡を取り、行っているところでございます。

どちらにいたしましても、地域に密着した新しい時代に対応した公民館活動の充実、整備とそのあり方について、地域住民の皆さん方が自主運営を行うコミュニティーセンター等につきましても、これからじっくり調査、研究を行ってまいりたいと思います。そういう中から公民館が地域に愛される、そういう公民館になっていくのではないかと考えております。そういうことに私どもも努力してまいりたいと考えております。どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、関洋三君。

○関洋三議員 教育長、答弁ありがとうございました。教育長のほうから町民ファーストという言葉が出ると思ってなかったのが、大変驚きました。気持ちが伝わってきました。ありがとうございます。

答弁いただく中での私としての思いということで再質問になりますが、公民館長、それぞれにキャリアが違ふと。それを一律にするのは大変難しいですけども、そこはいろいろ生涯学習課の課長さん含め職員の皆さん、しっかり英知を絞って何とかしてくださいよというのが質問の目的でございますので、そこをお含みいただきたいと思います。せっかくの機会ですので、今、思いつきの提案ですが、例えば7名の館長、研修ですけども、一堂に会しての研修というより、みずから職場を転々と七つ回ってみるのもどうですか。それが2年、3年じゃなくて、1週間、2週間、1カ月でもいいじゃないですか。それによって地域格差も解消できたり、それ以上にいろんなことが、いいことも悪いことも勉強になったりするんじゃないですか。私は、これ、思いつきですけども、提案ですけども、自分で思ってでもすごい提案やなと思うぐらいええ提案だと思います。そのことについていかが思うかということですけども、時間がないので、あえてもう一つ言いますと、それができないのであれば、生涯学習課の職員が、一つずつ、1週間か2週間ずつ回って勤務してみたらどうですか。そのいいところ、悪いところを、また、館長集まってもらって話していくとか、気がついたところを話していくとか、そういうようなことで、そういうつながりを持つ中で、各館長のスキルアップをしてもらえたら、要するに、キャリアだけは違ふからもうしゃあないわ、何年か待ったらええようになるやろだけでは間に合わないということです。

それと人数の話もちよっとありましたけど、極端な話をしますと、1, 515人の地区の公民館には2人おって、3, 147名の地域の住民がおるところは館長1人ですよ。人数で言ったらそうなところがあるんですよ。それを施設の役割が違ふからとという、先ほど答弁がありましたけど、役割が違ふと云うたって、住民にとっては施設の役割はほとんど関係ないです。公民館としての役割しかないんですから。そのように比べたら、けどお互いそれは交流しない人は知らないですよ。私のようにあっちへ行ったり、こっちへ行ったり役目を持つからそれを知っとるだけで、それを知ると、あら、ちょっと人数おかしいなと。うちには何で2名おらんの、向こうは2名おるで。人口が半分しかおらんのに、2名おるじゃないかと。それを言うと切りがないですけど、そういうことになるんで

す。そういうところも解消できる方法を考えてください、課長。そういうところで、今、話したことにつきましての答弁を願いたいと思います。以上です。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 ありがとうございます。お話の趣旨はよく理解ができました。これからやはり具体的にきちっと精査をして、基本はその地域地域が、公民館と地域が密着をして、よりよくなっていくということが第一義でございます。そういう意味から申しますと、各地域も公民館を盛り立てていただきたい、そういう趣旨もあるわけでございます。どちらにしましても、十分事務局内で検討してまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○関洋三議員 皆さん同様に、三つまでの約束ですので、私も三つさせていただきますが、最後になります。

質問その3、無線LAN設置について。

香川県行政は、先般、NTT西日本と提携して、香川Wi-Fiの利用拡大に向け、無料公衆無線LANの利用拡大に向けた補助制度新設を公表しましたが、これに伴い、我が町においては、公衆無線LANの取り組みをどのように考えているかをお伺いします。

県内においては、市町や民間業者がアクセスポイントの設置、利用拡大を進めています。これは集客施設、すなわち観光客の利用を想定した人の集まる施設や避難場所の防災施設においても、災害時の通信手段として大いに価値あるものと信じます。

さて、香川県行政の補助制度では、6月県議会中の一般質問における答弁では、県の関係部長から、標準なケースであれば、設置者負担も全額補助したいとも述べられていました。これは四国新聞から得た情報ですが、現状として、県内のWi-Fiアクセスポイントは、現在、1,088カ所で、前年度に比較して3.3倍だそうです。香川県情報政策課では、新制度による設置事業者の募集を7月から始めておるようです。

我が町としては公共無線LANの利用拡大に向け、どのように展開されるものか大変興味を抱きます。

さきの熊本地震でも、公共無線LANの効力が証明されました。無料で通信が利用されれば、住民にとって大きなメリットにつながると信じます。

数年前にフリースポットを町の関係機関に求めたところ、当時は旧満濃地区、農村環境改善センターに無料のWi-Fiを設置してくださった経緯はありますが、それ以来、町内の公共施設に設置は進んでいないように思います。

また、先ほども公民館の話でしたが、公民館等でも無料通信が可能になれば、必ず若い人らが集まってくると思いますし、住民にとってもメリットは大きいです。積極的な運営をぜひお願いしたいと思います。御答弁願います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 関議員の御質問にお答えいたします。

関議員の御質問は、無線LAN設置についてでございます。

関議員御指摘のとおり、香川県におきましては、平成26年7月にNTT西日本との間で「かがわWi-Fi」に関する協定が締結され、県内の主要な観光関連施設等にWi-Fiスポットを整備するとともに、民間施設・店舗における普及を進めております。

その中で平成27年度からは、県内市町や宿泊施設等への整備に対して補助するとともに、G7大臣会合開催を機に県と高松市がサンポート周辺に整備を行いました。

また、瀬戸内国際芸術祭にも多くの観光客が訪れ、確実に利用者、頻度は増加していると思われます。

さらに高松空港も香港便や台湾便が就航し、瀬戸芸の期間のみならず、一年を通じて多くの旅行客が海外から訪れています。隣の琴平町においても、中国、韓国、台湾などのアジアを含む海外からの旅行客も多く、宿泊施設や駅にスポットが設置されております。

本町の現状を申しますと、数年前に満濃農改センターに設置しているものと、民間での設置の2件でございます。他市町の現状は、設置者が民間主体というところが多いのが現状であります。本町は観光施設や宿泊施設が少ないので、民間設置者が設置するということが少ないのが現実かと思われませんが、どこに設置していくのか、また、かがわWi-Fiを活用するのか、中讃ケーブルのサービスでできないのかを十分に検討する必要があるがございます。

調べましたところ、かがわWi-Fiは先ほど申し上げましたとおり、香川県とNTTが締結して整備するものであり、基本として光ファイバー等サービスが届いている範囲となります。昨年からまんのう町においても一部地域でサービス開始となっており、庁舎周辺から北側地域が大方のエリアとなっております。しかしながら、広いまんのう町の、しかも山間地域にはサービスは提供されないのが現状です。そこで、全域をかがわWi-Fiにより整備するには、新たにケーブルを敷設していかなければならない地域が多く、コストもかかります。

本町は情報基盤整備事業で町内全域をカバーしているため、かがわWi-Fiのサービスが受けられない地域は、現在、張りめぐらされたケーブルを活用することができます。そういったことから、かがわWi-Fiにより整備できる部分はそちらを活用し、サービス提供がない地域は、中讃ケーブルビジョンのサービスを活用したWi-Fiで補い、整備する方法がよいかと思われします。

設置につきましての予算は、今年度当初予算で216万円を計上しております。将来的な海外からの来訪客も視野に入れながら、まずは公共施設や避難場所となる防災拠点施設を中心として、各公共施設に設置していくことといたしております。

繰り返しになりますが、議員御指摘のとおり、さきの熊本地震においては、公衆無線LANの効果が発揮されたと聞いております。本町も東南海・南海大地震への対応として避難の拠点整備だけでなく、実際に避難した場合の連絡、情報収集のためにも、また、現在

進めております若者の定住促進を考える上でも、無線LANの整備は重要と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、関洋三君。

○関洋三議員 答弁ありがとうございました。了解いただくというような答弁だったというように受けとめますが、この公衆無線LANにつきましては、私はその先を見ておりますので、それを申し上げて、また質問したいと思いますが、この話をすると、福祉でないか、通告と違うんでないかと言われますので、ちょっと慎重に話しますが、障害者差別解消法という法律がこの4月からあります。町の広報でいただいておりますし、今、町のカウンターの上にあります。これ、何を言いますかといいますと、読み上げるより簡単に説明すると、聞くことから見ることに、見ることから聞くこと、両方してくださいよというような内容だと思うんです。それが障害者の差別解消法。耳のちょっと患ってる人は、目で見てちゃんとわかるように、目がちょっと見にくい人は、ちゃんと聞こえるように、先ほどの告知放送になりますと、あれは耳で聞くわけですから、これを瞬時的に見るというほうが早いし、そのようにしてくださいというようなつながり。この公衆無線LANができますと、私たちの仕事も紙なんかあんまり要らなくなります。タブレットを持って通信が通じるわけですから、その通信料が幾ら要るかという予算や決算を計上しないでいいわけなんです。無料でできるんです。機械さえあれば、タブレットさえ、パソコンさえあれば、それを入れとつてもろて、一番に町の百科事典、何と申しますか、町のホームページ、それを見たら、ほとんどのことがわかるわというようなことにもなっていくので、そういう先を見通しています。ぜひそういうことを早く取り組んでいただきたいし、この告知放送にしても、聞くことから見ることに、ホームページに載せてもろたら、みんな一瞬にわかるじゃないですか、再放送ばかり聞かなくても。そういうことを考えていただきたいと思います。その点について、期待が持てるような話をぜひ答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 ただいまの関議員さんの質問にお答えします。

まず、障害者差別法については、今、御説明いただいたとおりと認識しております。行政機関についても、障害のある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止するのと、あわせて合理的配慮の提供を義務づけられているところでございます。職員も先般より全員研修を受けるということで、順次、受けております。そういう認識を持った上で業務遂行するわけなんです。そうした背景の中で、障害のある方についての告知放送、こういったものにつきましては、ホームページ等に連動して一部情報提供しているのがありますが、なお一層、そういった方のために幅を広げていく、そういったこともホームページのあり方を考えていかなければいけない。それと、中讃テレビにも一部町の情報も流してございますが、その幅も広げるということで、今後、協議をしていくといったことで、そういった障害のある方への配慮を、今後、努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。

○関洋三議員 終わります。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、6番、関洋三君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

企画観光課長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

企画館長課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 先ほどの関議員さんの一番目の再質問に対する私の答弁であります。追加、補足をさせていただきます。

迷い犬の件につきましては、昨年の番組編成会議の中で協議、決定しておりまして、昨年8月号の広報で掲載をさせていただいております。

内容としましては、8月より迷い犬搜索の放送を始めますということで、有料放送で2回まで。ただし、迷い犬を保護している方からの放送依頼については無料ですということで広報掲載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、三好郁雄君、1番目の質問を許可いたします。

○三好郁雄議員 議長より発言の許可をいただきましたので、2問ほど一般質問をさせていただきます。

最初、冒頭にちょっとお話しますが、今は温暖化で大変どこで災害が起きるやわからん。ということは、この間、テレビでも見たんですが、万年の氷がだんだんと解けてきて、これが温暖化の原因になるんで、どんどん温暖化が進んどるような現状であります。それで大雨もよう降りやすいということで、これからはどこでそういう災害が起きてくるやわからんので、まず町としてもこれは一番大事に考えていただきたいということで、私は、まず1番目のまんのう町の防災訓練の実施をしてはどうかということであります。

災害はいつ来るかもわからない。大きな地震や大雨等による土砂災害によって、国道や県道はもとより、町道も通行できなくなるということが起きた場合のことを想定してであります。まず五つほどに分けるとんですが、道路災害で救急車の利用もできないということで、2番目にヘリコプターでけが人及び病人の搬送をするということで、3番目はヘリコプターの発着場エリアを確保ということと、4番目が、訓練は気候のよい時期に、3町、今、合併しとるんですが、旧町ごとに分けて実施をしたらということと、訓練を指示するのは防災専門家に指導をお願いするということで、まんのう町にも13名の防災士が現在おるようなんですが、そういうふうな方に指導をお願いしたいということと、けが人が、結局、道路が通れないから孤立するわけで、ヘリコプターで搬送するわけですが、ホ

バリングで、テレビを私が見てても、気流の関係とかいろいろあるんで、多少は山の中というところになったら気流が変わるということで、ホバリングも確かに難しいところがあるかもわからんで、そういうことも含めて、訓練というのはやっぱり一番大事でないかと思うんです。まず訓練をしとかなんだら、パニック状態で、いざというときには間に合わないのではないかと。よく町内のお年寄りにでも聞いたら、金毘羅さんとお大師さんがおるきに、香川県は災害がないんじゃないという声もよく聞きますが、これは神、仏の問題ではないと思うんで、いずれ香川県にもそういうふうな災害がいつ来るかわからないということで、それに備えての準備を十分に町としても考えていただきたいと思うんで、そこで町長のお考えをお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員の御質問にお答えいたします。

まんのう町防災訓練の実施をしてはどうかという御質問でございます。

東日本大震災や熊本地震など、予想をはるかに超えるような災害が毎年のように発生しており、まんのう町においても発生確率が年々高まっております南海トラフ巨大地震や、毎年のように接近する台風による大雨など、災害はいつ起こるかわからないという状況にありますことから、防災訓練の実施は重要性を増してくると考えております。

何点かの想定が示されましたが、順を追ってお答えいたしますと、想定１、道路災害で救急車の利用ができない。想定２、ヘリコプターで人が及び病人の搬送をするにつきます。御質問にありますように、道路災害により道路が通行不能となった場合には、災害応援協定の活用も視野に入れ、それぞれの道路管理者が道路の復旧を速やかに実施してまいります。道路の崩落等で通行できなくなれば、迂回路からの進入も考慮します。孤立地区からの救急要請では、徒歩で現場に向かうことや、香川県防災航空隊等のヘリコプターで救急隊を現場上空まで移送し、ワイヤーで降下し、現場到着することも考えております。ヘリコプターでの人が及び病人の搬送につきます。は、毎年２回ほど実際の訓練を実施いたしておるところでございます。

想定３、ヘリコプターの発着場、ヘリポートの確保につきます。は、現在、ヘリコプターの離着陸場、臨時離着陸場はまんのう町内に６カ所ございます。満濃池森林公園駐車場、土器川河川敷広場（まんのう町内田どきどき広場）、かりんの丘公園、木柵池、琴南健康ふれあいの里、国営讃岐まんのう公園、以上の６カ所の離着陸場は、航空法第７９条で離着陸場として国土交通省に届けられております。ただし、緊急の場合、航空法第８１条２が適用され、捜索・救助のための特例として、ヘリコプターは周囲に障害等がない場所であれば、どこでも離着陸可能です。

想定４、訓練は気候のよい時期に旧町ごとに分けて実施する。

広域的な防災訓練の実施は参加者の理解が必要であり、御要望があれば協力したいと考えております。

土砂災害を想定した防災訓練の実施状況につきます。は、本年度、仲南地区において土

砂災害全国統一防災訓練を実施しており、避難訓練、土砂災害に関する講演会、炊き出しなど、住民の皆様や関係機関の協力のもと1,960名が参加して、土砂災害への対策を実施してまいりました。

このような土砂災害訓練は、毎年、対象地域を変えて実施しており、今後も継続的に実施をしてまいります。

なお、仲南地区では、隔年で地区単位の防災訓練を実施しております。

また、満濃地域の神野地区でも地区単位で200名程度は参加して実施しており、本年度6回の実施となります。

想定5、訓練を指示するのは防災専門家に指導をお願いする。

香川県では自主防災アドバイザー派遣事業制度が開始され、アドバイザーによる自主防災活動に関する助言、指導を実施しております。

また、仲多度南部消防組合からは防災知識の啓発、消火訓練、応急手当、傷病者搬送法について自治会へ出向いての講習を継続的に実施しております。

まんのう町においても、防災出前講座、自主防災組織への活動支援及び防災士資格受講に関する助成などにより、地域防災力の強化を主眼に、引き続き、防災対策の推進、強化を図ってまいりますので、今後とも御協力をお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 今の町長の答弁で、迂回路がある場所はええんです。地域性にもよると思うんですけど、盆地、平地やったら道路、ほかから迂回路もあるかもわからん。でも山の中でやったら、迂回路いうのはないところも、私ら、琴南地区は、ちょっと不便なところがあるんです。迂回路はもう全然ないところがある。入り口塞がれたら、回りようがない。

そういうふうなことと、今、訓練も、神野地区とかいろいろ個々にはしとると思うけど、やっぱり琴南地区は、今のところ、私が知っとる限りは訓練は大々的にはやったことない。小規模ではしとるかもわからん。だから実際になったら、パニック状態になったら、みんなだって、よっぽど訓練しとかなんだら、やっぱりいざいうときに間に合わんと思う。なってからでは遅いと思う。

それと、訓練する場合に、参加者には何ぞ防災のグッズとかなんとかいう記念品を出すとかいったら、また多少寄る場合もあるかもわからん。そういうこともちょっとどんなか回答をお願いしたいんです。具体的なことで結構です。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 三好郁雄議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

御指摘のように、地域性によって、特に琴南地域については、いわゆる突っ込み線形というような道路が多くて、一部が倒壊しますと、避難ができないというような状況にあることは十分認識しております。そういう場合については、町長が答弁させていただきましたように、航空隊等の応援をお願いするとか、南部消防等の救急隊の応援をいただくとか

というような、ケース・バイ・ケースで対応していきたいなというふうに考えております。

それと防災訓練につきましては、琴南町でも全体ということではなくて、一部地域で搬送訓練なりをしたような記憶もございますが、この防災訓練につきましては、やはり地元の方々の御協力が大変重要でございまして、そういう御協力がいただければ、町としても対応していきたいなというふうに考えております。また、自治会なりにそういうふうな呼びかけについてもさせていただいたと思います。

それと、お話がありましたように、何らかのグッズなりをお配りするとかいう部分ではございますが、逆に人数が多過ぎるとなかなか難しい面はありますが、前回、神野地区で先月4日に避難訓練をやりましたが、その折には、町の備蓄品を一部させていただいておるんですが、これも大体が5年間で備蓄期限が過ぎますので、そういうもので、お配りできるものがある場合にはお配りさせていただいておりまして、前回の4日の場合には、備蓄の食料のビスケットとお水、これも備蓄用の水も5年間で過ぎると備蓄ができなくなりますので、これについても、参加者の方に御利用いただいたことはございますので、そういう対応は可能かなというふうには思っております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 そして、避難場所というのは設定しとると思うんやけど、そういうところへも水とか包帯類、そういうある程度のものはやっぱり置いとかないかんと思うんやけど、そういうのは置いとるんですか、非常用に。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 三好議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

備蓄品につきましては、水、毛布等が主なものでございますが、今、またできれば充実をさせていただきたいというふうに考えておりますが、各避難所等について備蓄をさせていただいております。これにつきましては、ホームページ等にも公表させていただいておるように記憶しております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○三好郁雄議員 2番目の質問ですが、夜間道路を明るくできないか。ということは、つまりは、明るく水銀灯をつけということやけど、現在は車社会で、歩く人も少なくなり、自転車も余り通らんようになったということで、あんまり明るいか暗いかというのが、ライトのおかげで気にならんようになってるんですが、山間地域では夜間の外出は暗くて不便であるので、街灯をもう少しふやしてくれんかということと、山間地域に街灯はついとるんやけど、木の葉っぱで全然隠れてわからんという、暗がりになつとるところが見受けられるんで、県道、国道についてはあれですが、特に山の中の県道については、木の葉で全然隠れて覆ってしまつて、水銀灯がついとるんやついとらんのやわからんところが私も何カ所かは見ます。そういうところは道路から何メートルいうんは基準があると思うんやけど、それは私も十分把握できとらんのやけど、その何メートルかぐらひは道路の腰巻

というんですか、そこはきれいに雑木は刈ったり、草も刈っとるんやけど、肝心の水銀灯をつけとるんやけど、葉っぱで全然見えないという箇所が多々見えるんで、そういうところが、何メートル基準というのが、もうちょっと上に上がったら、雑木がのけられるんやがないところが見受けられるんで、そこのところをちょっと御答弁をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員さんの２番目の御質問は、道路を明るくしてはどうかという御質問でございます。

山間地域の道路等の夜間照明につきましては、主に車道部を照らすための道路照明灯と、歩行者の安全、防犯を目的に生活道路に設置される防犯灯の２種類の街灯がございます。まず、道路照明灯につきましては道路構造令等で規定され、橋梁の前後や交差点、横断歩道のある付近に設置することとなっており、管理は道路管理者が行うことになっております。なお、新設等の要望につきましては各管理者に直接申請することになります。

次に、防犯灯につきましては、人が往来する生活道で暗くて通行に支障を来しておる場所や、防犯上不安を覚える場所に設置をしております。その運用は町の防犯灯設置要綱で定めており、設置場所の自治会や光の影響がある周辺の土地、家屋の所有者の承諾を得た上で申請することとなっております。なお、機械の設置や修理代、電気料金などの費用は町が負担することとしております。

現在、７０９基の防犯灯を設置しており、年間１５０万円の電気料金を負担しております。毎年、御要望をいただいて３０基程度新設をしておりますが、設置する地域に偏りがないよう調整を行いながら事業を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、御質問にあります山間地域の生活道の要所をカバーしていくことは理想ですが、維持経費も考えますと、地元で照明が必要な箇所を精査してもらい、申請をしていただければと考えております。

また、御質問にもありましたように、街灯設置後、付近の木が繁茂し、道路照明が十分機能してない箇所もあると思いますので、関係機関に適正な管理を行うよう連絡をするということで御理解をいただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 それで、今、町長がおっしゃられたように、交差点とかそういうところには私もわかるんですが、電気代もかかるんで、設置を多くしたらようけ電気代もかかるということは十分把握できるんやけど、要するに、今のところ、山間部については、琴南地区はイノシシとか野犬もたくさんおります。だから、極力、以前についとったところが撤去しとるいうところも多々あるんです。それは明るくしたら近隣の害虫が飛んでくるというのはわかるんやけど、今になって、やっぱり暗いきん、ちょっと何とかならんかという人もおる。できるだけ明るくちょっとしてほしいという私の考えですけど、そこのところをまた考えていただけるような方向性はどないでしょうか。電気代がかかるんやろうけど。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

防犯灯につきましては、かなり各地から要請が出ております。先ほども申し上げましたように、毎年、30基程度ずつ新設をいたしておりますということでございますので、それぞれの自治会から町のほうへ申請を上げていただいて、順次、設置をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 ちょっと道路から何メートルいうんは、これは建設土地改良課でしょうか。何メートルまでは、道路から上、雑木生えとるんもきれいにのけとるんやけど、その基準はあるんですか、どうなんですか。もうちょっと切ってほしいところがあるのはあるんやけど、それは大変やろうと思うんやけど、ちょっとお聞きします。

○田岡秀俊議長 答弁、建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 三好郁雄議員さんの御質問にお答えいたします。

道路の場合は、道路を新設した際に、地山、山部分、そういったところで用地を定めて、用地に協力いただいて、切り取り部分として道路ができております。ですから、そのときのり面の用地の境界がどこにあるかというところも考えないかんところではございます。ですから道路部分の雑木が生えてきとると。それが道路部分の用地の中であれば、当然道路の部分に余計な支障木がありますから、それは取り除かないかんのですけれども、境界が民地部分に入った場合は、今言う街灯に支障があるというような場合は、所有者にお願いして切っていただくというようなところが基本となります。

○田岡秀俊議長 再質問、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 今の建設土地改良課長の答弁の中で、要するに、道路の上へ木が乗るかかると、その場合、道路を通りよって、枯れ木になってきた場合に落ちてくるわけやな。そういうなんが多々あるんです。地区で言ったら種子地区とか、あっちのほうへ行ったら大井手とかすごいです。道路の上へ乗ってきとるきん、あれは私も通るたびにちょっと問題があるかなと思うんやけど、それは答弁結構です。ひとつそういうところをちょっと十分今度見ていただいて、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、4番、三好郁雄君の発言は終わりました。

14番、川原君。

○川原茂行議員 きょうの朝から、同僚、一般質問を行っております。我々は執行部に同僚議員がお伺いしとる。執行部の答弁が曖昧なところがようけある。例えば、今の防災訓練、ヘリコプターによる人命救助の搬出、これが私は実際目で確認しとるし、契約も知ってます。木瀬池の訓練、香川県の防災航空隊が平均週に1回、月に4回です。単純に計算しますと年間50回、防災ヘリだけで。その上、香川県警のヘリが三遍ずつぐらいまざってきます。これは山林火災、水をくんで消化するのも含めて、人間を下からロープを下げて救助する訓練。最近、潜水をして人間が池の中、川の中で溺れた場合、救助して、

それをヘリで搬出する。こういう訓練を含めて50回程度。それも県警も含めて南部消防、三者一体でやる訓練もある。こういう事実をきちんと言うてもらわなったら、質問しよる方が間違うじゃないですか。総務課長、これ、把握してないんですか。

○高嶋総務課長 知らんです。

○川原茂行議員 知らんといいかげんなことを言われたら、みんな、きょうも町民が聞きよる。適当な答弁では困るんです。我々、慎重に質問しよるんですから。現実はそのなんですよ。知らんのだったら、知らんと言ってくれたほうがいい。いいかげんに答えられるのが一番いかん。町長、どんなんですか、これ。答えんでもええですけど、町長、事実ですよ。私は質問しよるんと違うきん、答弁は要りませんけど、そういうものを踏まえて答えてください。お願いしておきます。

○田岡秀俊議長 ただいまの川原議員さんの発言に関しましては、議長のほうより執行部のほうに申し入れしておきたいと思います。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

5番、白川正樹君。

○白川正樹議員 それでは、田岡議長になって初めての質問をいたします。田岡議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。きょうは6番目で最後です。また、きょうの災害関係の質問が2名の議員さんからありましたが、私も災害関係の質問でございます。

今回は大規模災害時の被害状況の連絡についてです。それではいきます。

我が国は4つの地殻変動のプレートがぶつかり合う世界的に見て極めて特異な場所に位置しています。このごろ各地で地震が頻繁に発生しています。また、現在、13号が発生していますが、台風も毎年数多く襲ってきています。地球温暖化に伴う異常気象の影響なのか、近年は思わぬところで1時間に50ミリを超える局地的集中豪雨によって洪水が起きたり、竜巻まで発生する事態となっています。

御存じのように、平成23年3月11日、午後2時46分に、マグニチュード9.0というこれまでに経験したことがない巨大地震と大津波が発生して、未曾有の被害が発生し、多くのとうとい人命が失われ、たくさんの行方不明者が発生しました。

東日本大震災や、この間の記憶に新しいところでは、ことしの4月14日の熊本地震のような大規模な災害が発生すると、災害の発生状況の把握、被害状況の把握、負傷者の有無確認や災害救助の要否の判断とその実行、災害救助活動など極めて緊急を要する事態が発生し、各段階での迅速かつ的確な情報伝達が必要になります。

一方、住民から町役場への情報伝達手段は、固定電話や携帯電話がメインとなります。大規模災害になると、すぐに使用不可能な状態になって、住民と災害本部との間の情報はうまくいかないかもしれません。なぜかといいますと、多くの人が使っている携帯電話は、大規模な災害が発生すると、瞬時に多くの人が携帯電話をかけて、家族らの安否を確認しようとし、すると、交換機的能力を超える通話要求が発生して、電話回線そのものが

機能停止に陥るため、過大な通話要求が発生しそうになると、携帯電話会社は発信をとめるという発信規制をとり、一層電話がかかりにくくなります。

東日本大震災では、さらに携帯電話の基地局が地震とか津波によって崩壊し、機能停止に陥りました。

そこで、町消防団は、毎月、無線訓練をしているそうです。同じように、非常災害時に停電等の事態になっても、住民に関するきめ細やかな情報伝達手段の機能を発揮することができるのがアマチュア無線です。

アマチュア無線局は各自の職場とか車の中に設置されている無線局であり、あるいは、ふだん持ち歩くかばん等の中に入れたトランシーバーでも通信できるという生活の場に密着したもので、いち早く無線で災害状況を発信できると思います。

さらにアマチュア無線には携帯電話にないすぐれた点があります。それは、多くのアマチュア局には、同時に一斉に情報伝達ができるという点にあります。ということで質問いたします。

大規模災害時の被害状況の住民から町への連絡は、消防団や個人の携帯電話や家庭の固定電話で行うと思いますが、もう一つ、連絡の方法としてアマチュア無線局と協定を結んではどうかという質問です。お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員の御質問にお答えいたします。

白川正樹議員の御質問は、大規模災害時の被害状況の連絡についての御質問でございます。

本町は、御存じのように、地形的に地すべり、洪水、がけ崩れ、土石流などの自然災害が発生しやすい条件にあります。近年、高い確率で発生が危惧されております南海トラフ地震におきましても、過去の大規模災害同様に固定電話、携帯電話などのふだん使用している通信手段は寸断し、被災状況の把握や初動対応、救急活動や避難所運営などの町が発災直後にとるべき重要な業務を行うための情報伝達に支障を来することが予想され、住民や関係機関との連絡手段を確保しておくために多種多様な通信手段を整備しておく必要があると考えております。

現在では、一般のNTT回線、町のIP電話と光回線、NTT専用回線と衛星回線を併用した県防災行政無線、警察用の専用回線、消防用の業務無線等の外部機関と情報を共有するための複数の連絡手段は講じておりますが、災害に備えてより一層充実させていく必要があると考えております。

さて、御質問の町内のアマチュア無線局との災害協定につきましては、先例では、阪神・淡路大震災、東日本大震災等の広範囲にわたり甚大な被害が発生した被災地で通信網が長期間途絶し、住民の安否情報や道路情報、被害状況などの把握に手間どり、初期対応や救援活動に支障が生じたため、自治体等の関係機関がアマチュア無線団体に協力要請を行い、通信確保のために貢献していただいたケースがございます。

全国的にもアマチュア無線団体と協定を締結している自治体も数多くありますし、近隣でも香川県や高松市が災害時の情報伝達に関する協定を結んでおります。

また、本町の地域防災計画におきましても、通信運用計画で被災地・避難所等との連絡手段として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請することと規定されておりますので、白川議員が提言されておりますように、町内のアマチュア無線団体に協力をいただけるようであれば、災害時の非常無線通信の協力協定に関して協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 協定を結ぶということなんですから、相手がおることなんです。が、総務省の電波利用のホームページによりますと、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、さっきも町長言いましたけれども、多数のアマチュア局が地方自治体に協力するなどして、被害状況の収集や安否情報の伝達等、人命の救助や災害の救援等のために非常通信を実施し、社会的に大きな貢献をいたしました。

無線局が免許状に記載された目的または通信の相手方、もしくは通信事項の範囲を超えては運用してはならないことになっているんですけれども、電波法の規定に基づきまして、非常通信等を行う場合は、免許状の目的等にかかわらず運用できます。そういうことで、運用においては、非常事態が発生し、また、発生するおそれがあるかどうか、人命の救助とか、災害の救援、交通、通信の確保、または秩序のためかどうかの判断をアマチュア局の免許人が判断するものであります。

非常通信は状況に応じて柔軟に行うものとなっていますが、その際、アマチュア局の免許人はあくまでもボランティアという性格で非常通信を行うということになっていますので、ぜひともアマチュアの団体と協定を結んで、誰でも彼でも通信するのではなくて、責任の所在を明確にして、団体と協定を結んでもらいたいと思いますけれども、町長、具体的には、今からそういうことをする予定と、今、言いましたけれども、どうですか。早急にやりますか。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員さんの再質問にお答えいたします。

アマチュア無線団体と協定を結んでおくことは非常に重要なことであろうと思います。そういうことでございますので、このまんのうの地域にそういう団体が幾つあるのか、どういう団体があるのか、十分調査をして、検討して協定に結べるように努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 アマチュア無線の団体と協定を結べれば結びたいということなんですけれども、私のところには、こんびらハムクラブというアマチュア無線でそういう団体があります。そういう人がまんのう町とも協定を結んで、みんなのために役に立ちたいということなんで、ぜひともまたお願いしたらと思います。終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、5番、白川正樹君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9月7日午前9時30分といたします。本議場に参集願います。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後3時23分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 9 月 6 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員